

## 第2章

### 地域生活支援事業等及び 障害福祉サービス量の見込み

- 1 地域生活支援事業
- 2 地域生活支援促進事業
- 3 障害福祉サービス量の見込み

## 1 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、国が定めた「地域生活支援事業実施要綱」に沿って、障がい者や障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、県及び市町村が柔軟な形態により、効果的・効率的に実施するものです。

県における地域生活支援事業は、市町村相互間の連絡調整を行う事業や広域的な対応が必要な事業等を必須事業として、その他各種事業を任意事業として実施します。

### (1) 県の必須事業

#### ① 専門性の高い相談支援事業

##### ア 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

- ・高次脳機能障がいについて、支援拠点機関である農協共済別府リハビリテーションセンター（別府市）及び諏訪の杜病院（大分市）に相談支援コーディネーターを配置し、専門的支援を行うとともに、関係機関との地域支援ネットワークの構築及び研修等により、適切な支援が提供される体制整備を図ります。

##### イ 発達障がい者支援センター運営事業

- ・発達障がい者（児）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として大分県発達障がい者支援センター（大分市）を設置し、本人や家族が抱える発達障がいに関する様々な問題についての相談に応じ、助言や情報提供を行うとともに、発達障がいに関する理解促進や研修等を行います。

#### ② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

##### ア 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

- ・聴覚障がい者に対する支援等を行うため、手話通訳者等の養成研修を実施します。

##### イ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

- ・盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

③ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

- ・聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修等及び市町村における対応が困難な派遣について、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行います。
- ・盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

④ 広域的な支援事業

ア 県相談支援体制整備事業

- ・市町村の相談支援体制の充実・強化を図るため、個別案件に応じた専門のアドバイザーを市町村自立支援協議会等に派遣します。
- ・市町村自立支援協議会等に対し、ネットワーク構築に向けた助言・調整や地域の課題・困難事例に係る助言等を行うことで、地域相談支援体制の整備促進を図ります。

イ 精神障害者地域生活支援広域調査等事業

- ・県内6圏域にある精神障がい者地域移行支援協議会等を活用し、県、市町村、精神科病院、相談支援事業所、福祉サービス事業者など関係機関が連携して、地域生活への移行に向けた支援及び地域生活を継続するための支援を推進します。

ウ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

- ・発達障がい者及びその家族や医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関により構成する発達障がい者支援地域協議会において、地域における発達障がいに関する課題についての情報共有と関係機関等の連携の緊密化及び支援体制の充実を図ります。

(2) 県の任意事業

① サービス・相談支援者、指導者育成事業

ア 相談支援従事者等研修事業

- ・相談支援に従事する相談支援専門員等を育成し、資質の向上を図ります。

イ サービス管理責任者研修事業

- ・ 障害福祉サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」を育成し、資質の向上を図ります。

ウ 居宅介護従事者等養成研修事業

- ・ 障がい者等の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従事者等の養成を図ります。

② 日常生活支援

- ・ オストメイト、音声機能障がい者に対する日常生活上必要な生活訓練や社会適応訓練等を実施し、生活の質の向上を図ります。

③ 社会参加支援

ア 手話通訳者設置（遠隔手話通訳サービスの実施）

- ・ 聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者の同行がなくても意思疎通が可能となるよう、スマートフォンやタブレットを利用した遠隔手話通訳サービスを提供し、合理的配慮の推進及び聴覚障がい者の社会参加を促進します。

イ 字幕入り映像ライブラリーの提供

- ・ 聴覚障がい者に対し、字幕または手話を挿入したDVDの貸し出しを行うことにより、社会参加を促進します。

ウ 点字による即時情報ネットワーク

- ・ 点字によらなければ日常生活に必要な諸情報を取得できない視覚障がい者を対象に、パソコン通信ネットワークを介して新聞等の最新情報を迅速に提供し、社会参加を促進します。

エ 都道府県障害者社会参加推進センター運営

- ・ 地域における障がい等の社会参加推進事業の推進を図ることにより、障がい者等の社会参加を促進します。

オ 奉仕員養成研修

- ・視覚障がい福祉に理解のある者を対象に、点訳・音訳等の指導を行い奉仕員の養成を進めます。

### カ レクリエーション活動等支援

- ・障がい者の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するため、各種レクリエーション教室やスポーツ大会の広域開催など、市町村と連携し、地域間の取組に格差が生じないように、障がい者が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

## 2 地域生活支援促進事業

地域生活支援促進事業は、地域生活支援事業に加え、国が定めた「地域生活支援促進事業実施要綱」に沿って、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に実施するものです。

### ① かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業

- ・発達障がいの診断や言語療法等の訓練が可能な医療機関が少なく、特定の機関に診療が集中していることから、地域の小児科医等のかかりつけ医への専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。

### ② 発達障害者支援体制整備事業

- ・大分県発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーや発達支援コンシェルジュを配置し、市町村や障害福祉サービス事業所における困難事例対応への助言・指導及び関係機関への連絡・調整等を行います。

### ③ 障害者虐待防止対策支援事業

- ・障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、関係機関等との連携協力体制の整備等を図ります。

### ④ 障害者就業・生活支援センター事業

- ・職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。

⑤ 工賃向上計画支援事業

- ・事業所で働く障がい者の工賃水準を引き上げるため、工賃向上計画を策定し、官民一体となった取組を推進することにより、障がい者が地域で自立して生活できるよう支援します。

⑥ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

- ・全国障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障がい者の創造・鑑賞・発表の機会を提供します。

⑦ 強度行動障害支援者養成研修事業

- ・強度行動障害のある方への支援者を育成し、その資質向上を図ります。

⑧ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業

- ・障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図る観点から、障害福祉従事者研修に参加することを促すため、研修受講期間中の代替要員確保のための支援を行います。

⑨ 「心のバリアフリー」推進事業

- ・「心のバリアフリー」（様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。）を広めるための広域的な取組を行うことにより、共生社会の実現を図ります。

⑩ 身体障害者補助犬育成促進事業

- ・身体障がい者の自立と社会参加を促進するため、盲導犬等の身体障害者補助犬を育成し、補助犬ユーザーの社会参加を一層促進します。

⑪ 発達障がい児者及び家族等支援事業

- ・こどもの発達が気になる保護者に対し、こどもの特性に対する客観的な理解の仕方や関わり方を学ぶことができる研修会（ペアレントプログラム）を実施します。

⑫ 精神障害にも対応した包括ケアシステムの構築推進事業

- ・精神科病院等の医療機関、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築し地域の課題を共有した上で行う地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。

⑬ 特別促進事業

- ・地域の特性等に応じた政策的な課題の解決を図るための事業を計画的に実施することにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援します。

## 第2章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み

### 3 障害福祉サービス量の見込み

(1) 県全域での障害福祉サービス見込量 ※人日分：1か月当たりの利用人数×平均利用日数

種 類		令和4(2022)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
<b>①訪問系サービス</b>		実績	見込量		
居宅介護	時間	34,456	34,916	35,063	35,221
	人分	1,860	1,960	1,995	2,031
重度訪問介護	時間	26,719	29,956	31,497	33,105
	人分	88	103	109	113
行動援護	時間	3,052	3,356	3,434	3,482
	人分	165	204	213	218
重度障害者等包括支援	時間	2,564	4,020	4,030	4,030
	人分	13	18	18	18
同行援護	時間	4,162	4,297	4,472	4,639
	人分	275	303	319	333
計	時間	70,952	76,545	78,496	80,478
	人分	2,401	2,588	2,653	2,713
<b>②日中活動系サービス</b>		実績	見込量		
生活介護	人日分	59,639	60,564	60,878	61,112
	人分	2,902	3,003	3,036	3,069
自立訓練(機能訓練)	人日分	674	1,054	1,072	1,135
	人分	54	68	70	74
自立訓練(生活訓練)	人日分	2,272	2,729	2,897	3,030
	人分	139	167	178	188
就労選択支援	人日分	0	0	769	1,238
	人分	0	0	87	133
就労移行支援	人日分	3,148	4,035	4,130	4,124
	人分	174	221	231	238
就労継続支援(A型)	人日分	22,081	22,712	22,963	23,188
	人分	1,074	1,101	1,108	1,115
就労継続支援(B型)	人日分	100,406	104,870	107,834	110,635
	人分	5,484	5,873	6,066	6,254
就労定着支援	人分	82	98	107	118
療養介護	人分	342	353	353	354
短期入所(福祉型)	人日分	1,583	2,027	2,166	2,295
	人分	252	311	336	360
短期入所(医療型)	人日分	206	279	297	315
	人分	46	74	82	90
短期入所	人日分	1,789	2,306	2,463	2,610
	人分	298	385	418	450



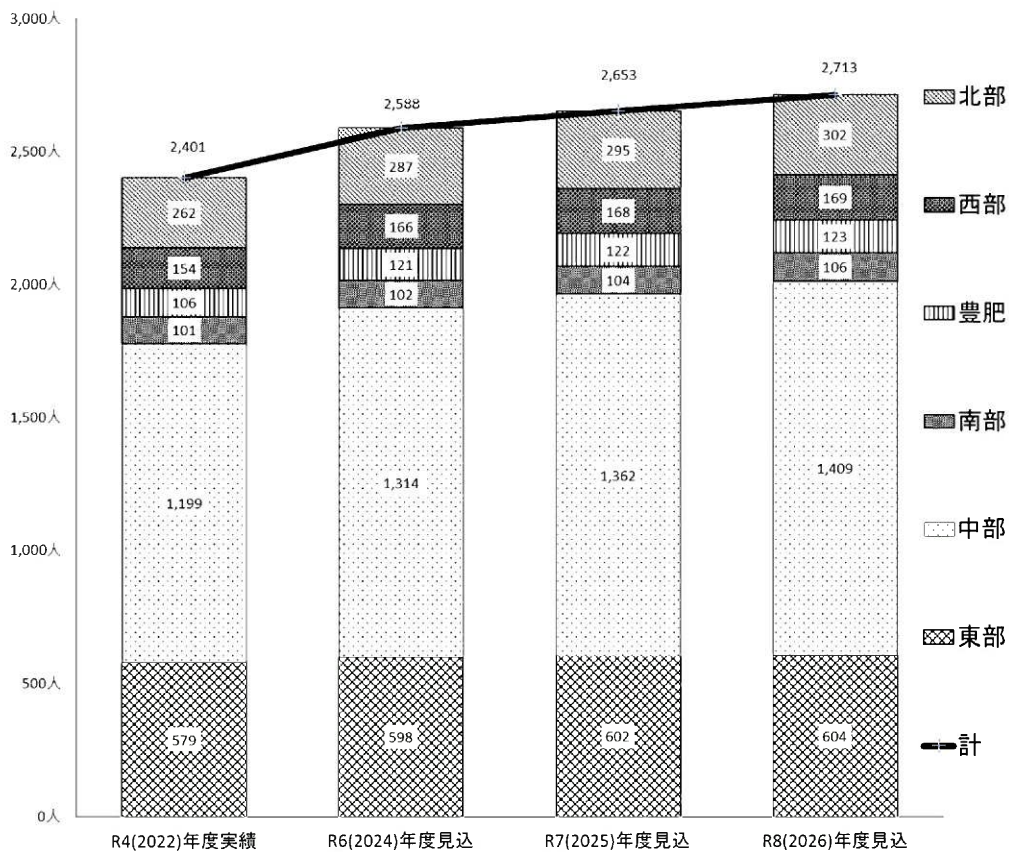
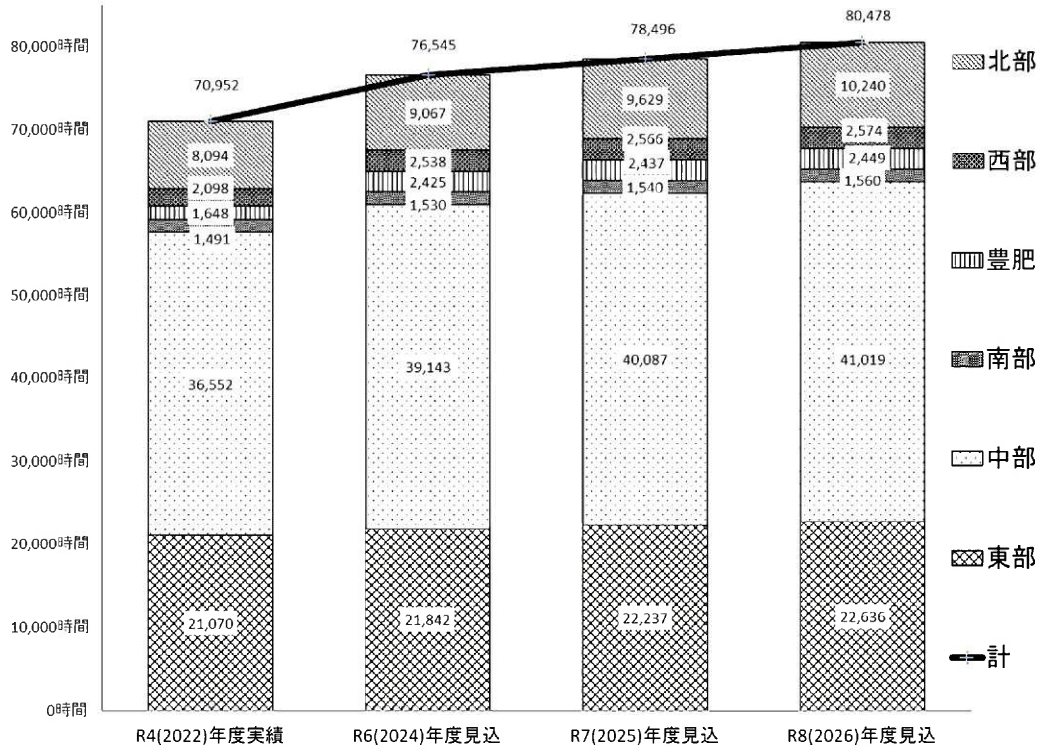
## 第2章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み

※人日分：1か月当たりの利用人数×平均利用日数

種 類		令和4(2022)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
<b>③居住支援・施設系サービス</b>		実績	見込量		
自立生活援助	人分	44	49	49	51
共同生活援助	人分	2,341	2,460	2,533	2,602
施設入所支援	人分	1,865	1,844	1,824	1,802
<b>④相談支援</b>		実績	見込量		
計画相談支援	人	3,136	3,355	3,472	3,580
地域移行支援	人	10	29	34	38
地域定着支援	人	34	57	66	72
<b>⑤障害児通所支援</b>		実績	見込量		
児童発達支援	人日分	12,570	15,853	17,231	18,650
	人分	1,239	1,517	1,646	1,776
放課後等デイサービス	人日分	40,415	51,255	56,157	61,193
	人分	2,965	3,618	3,962	4,314
保育所等訪問支援	人日分	177	317	391	484
	人分	140	253	309	379
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	34	34	38
	人分	0	4	4	5
<b>⑥障害児相談支援</b>		実績	見込量		
障害児相談支援	人	1,221	1,577	1,744	1,921

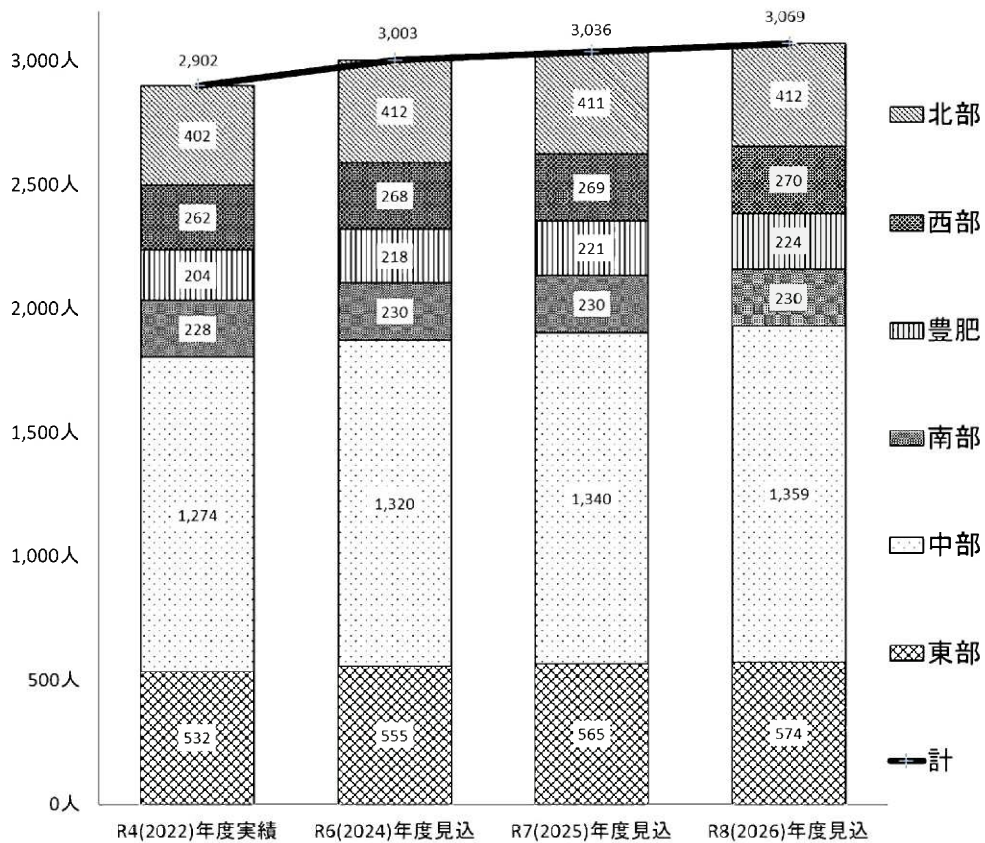
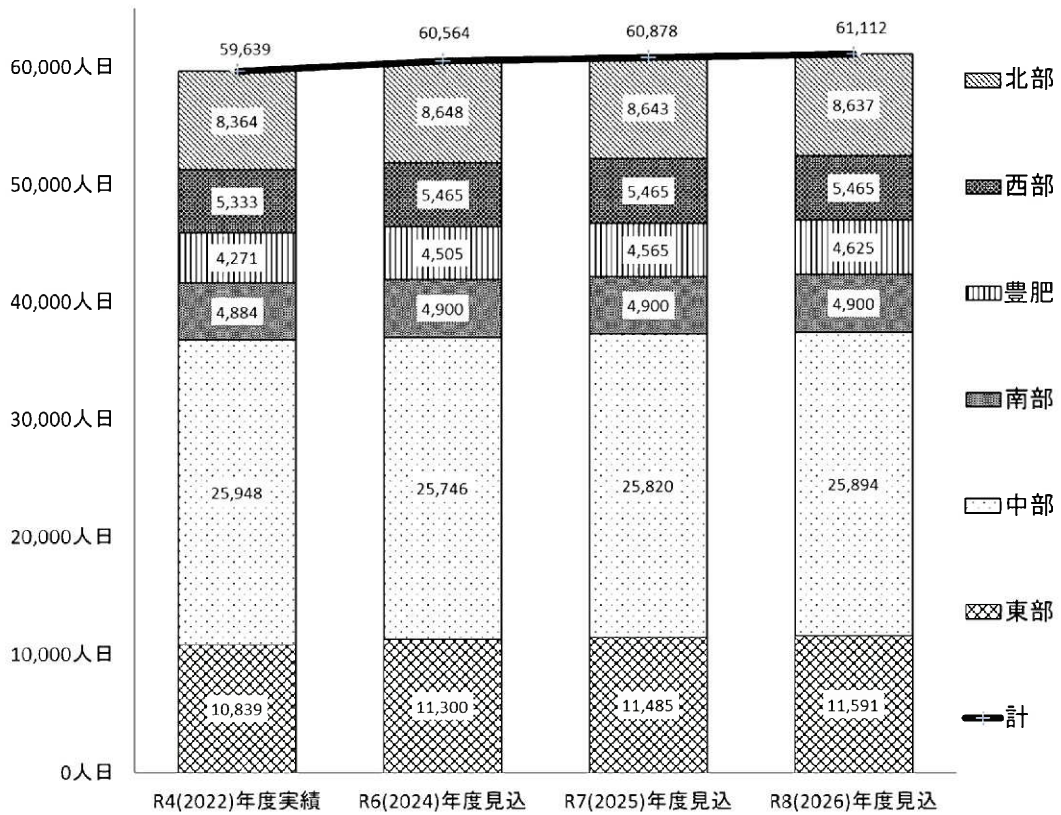
(2) 圏域別・サービス種類別・障害福祉サービス見込量

① 訪問系サービス



②日中活動系サービス  
 <生活介護>

※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数

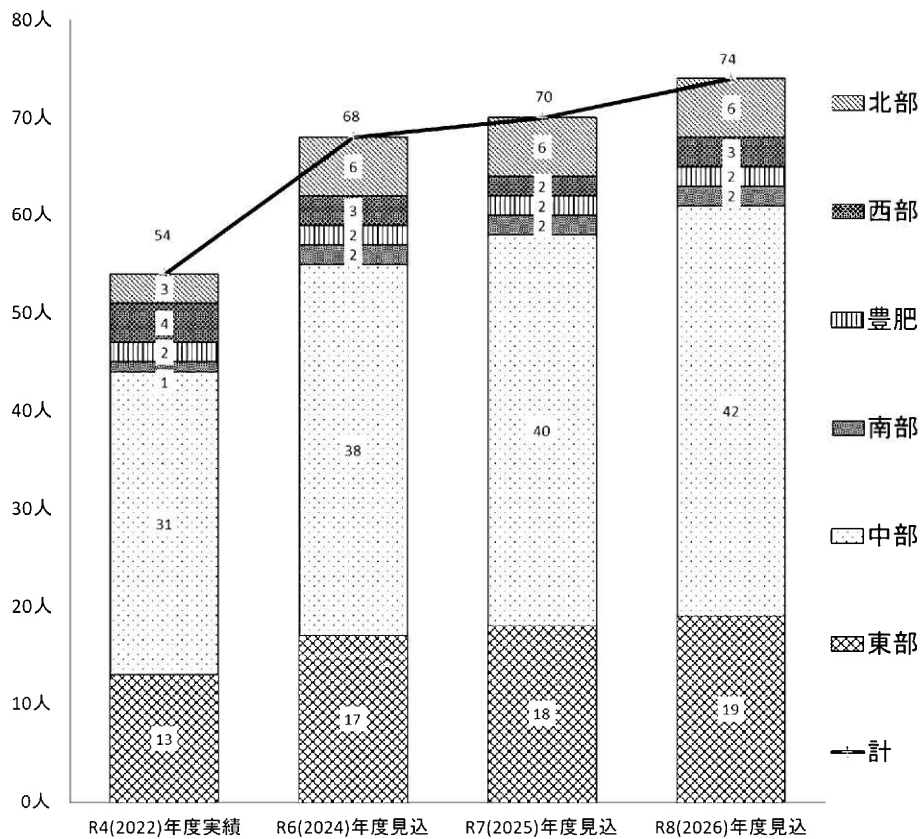
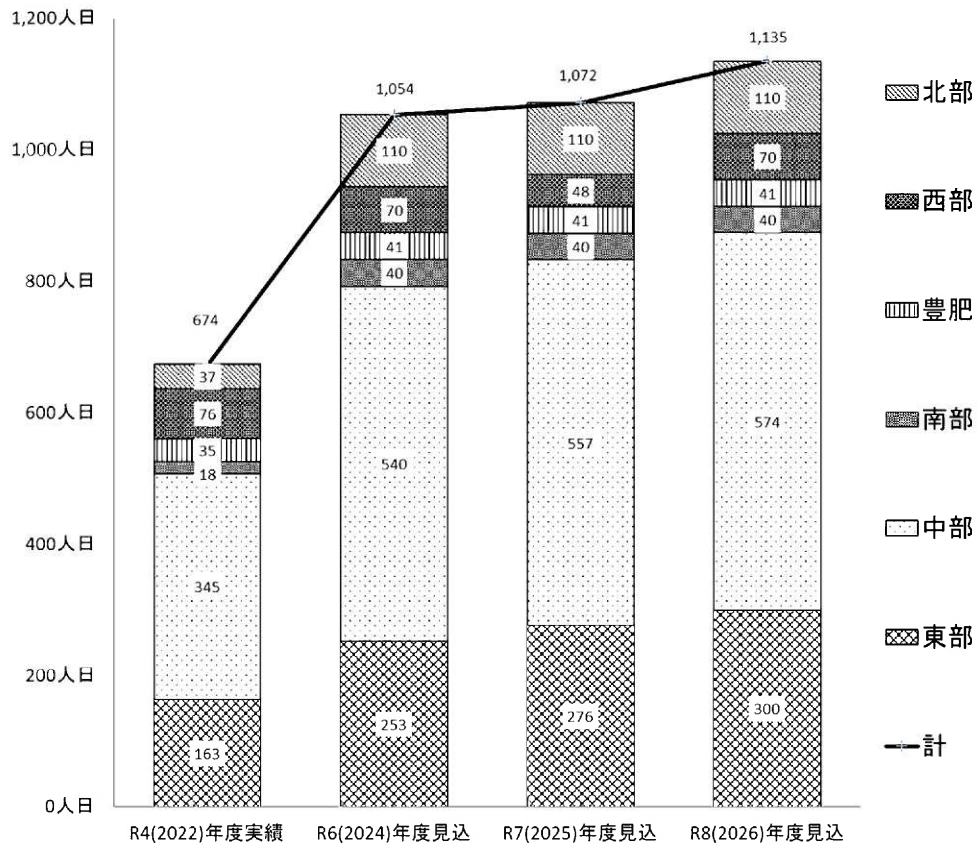




## 第2章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み

〈自立訓練（機能訓練）〉

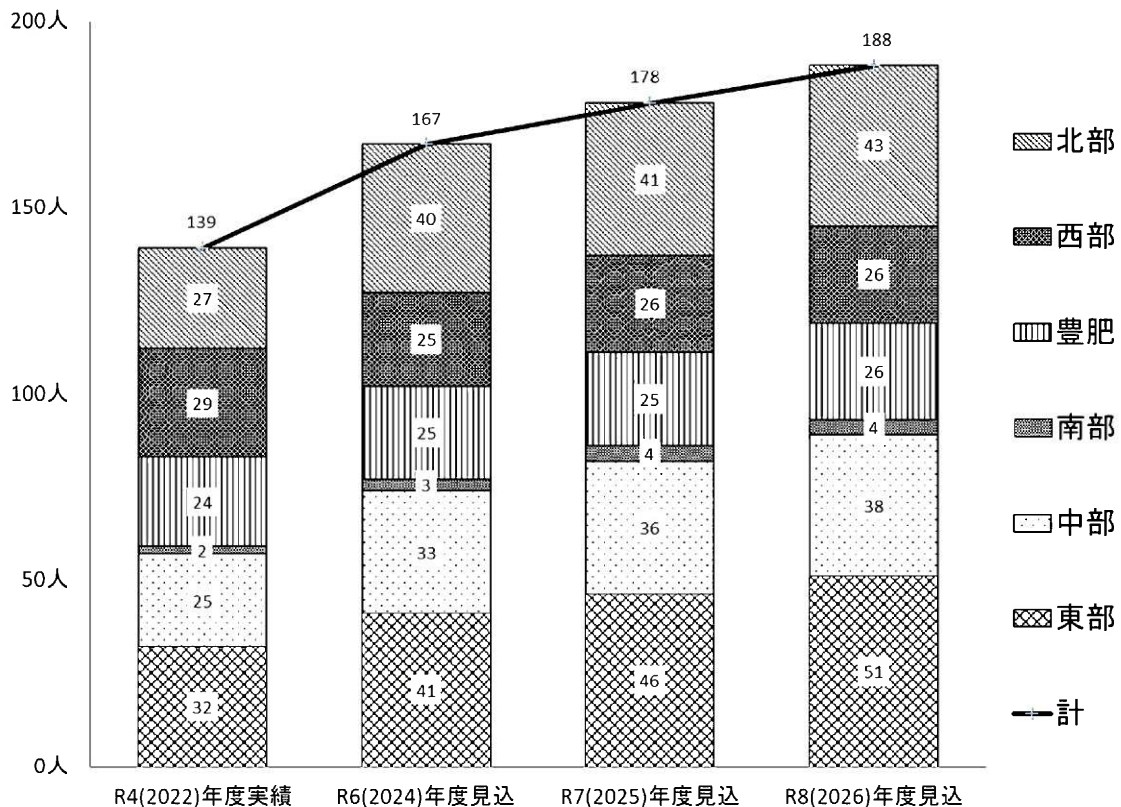
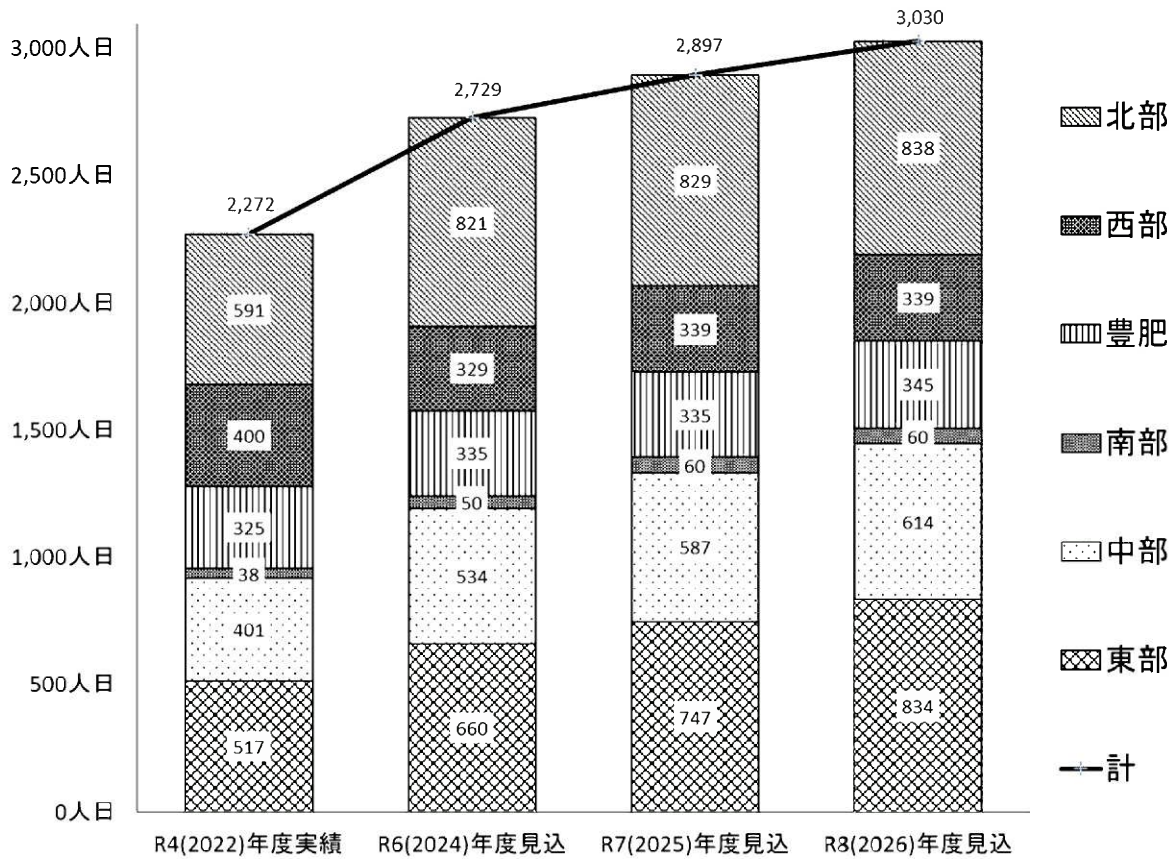
※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



第2章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み

〈自立訓練（生活訓練）〉

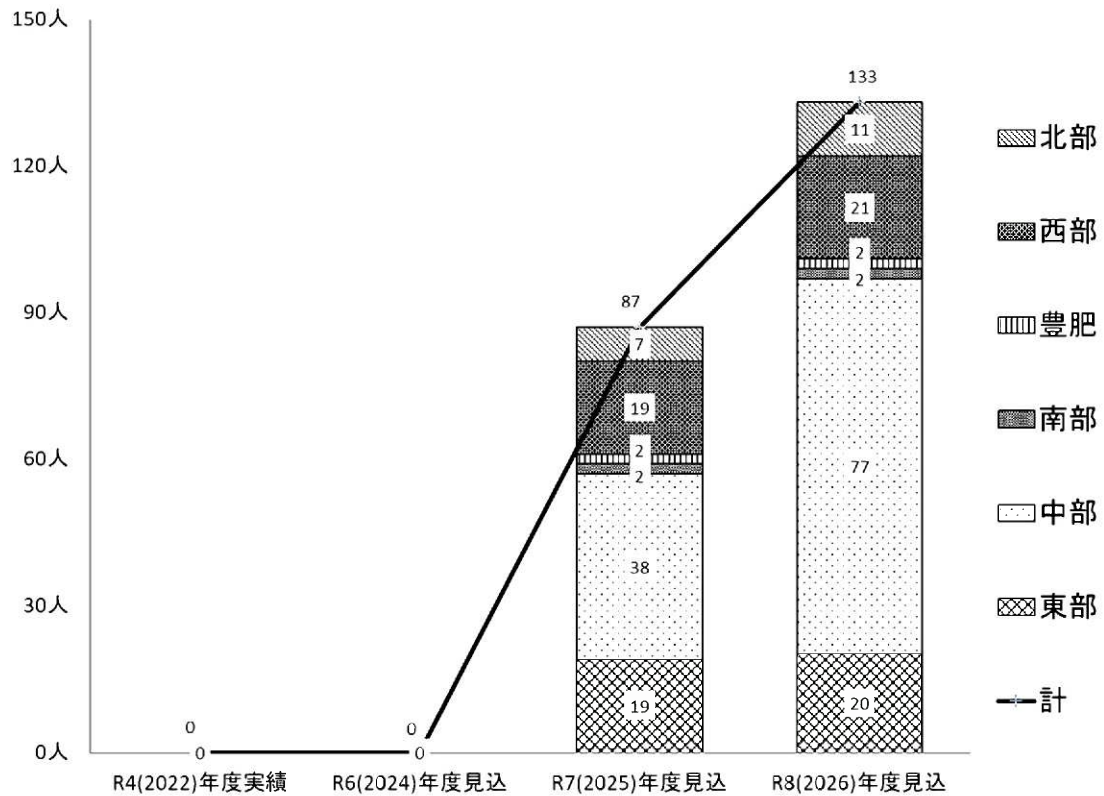
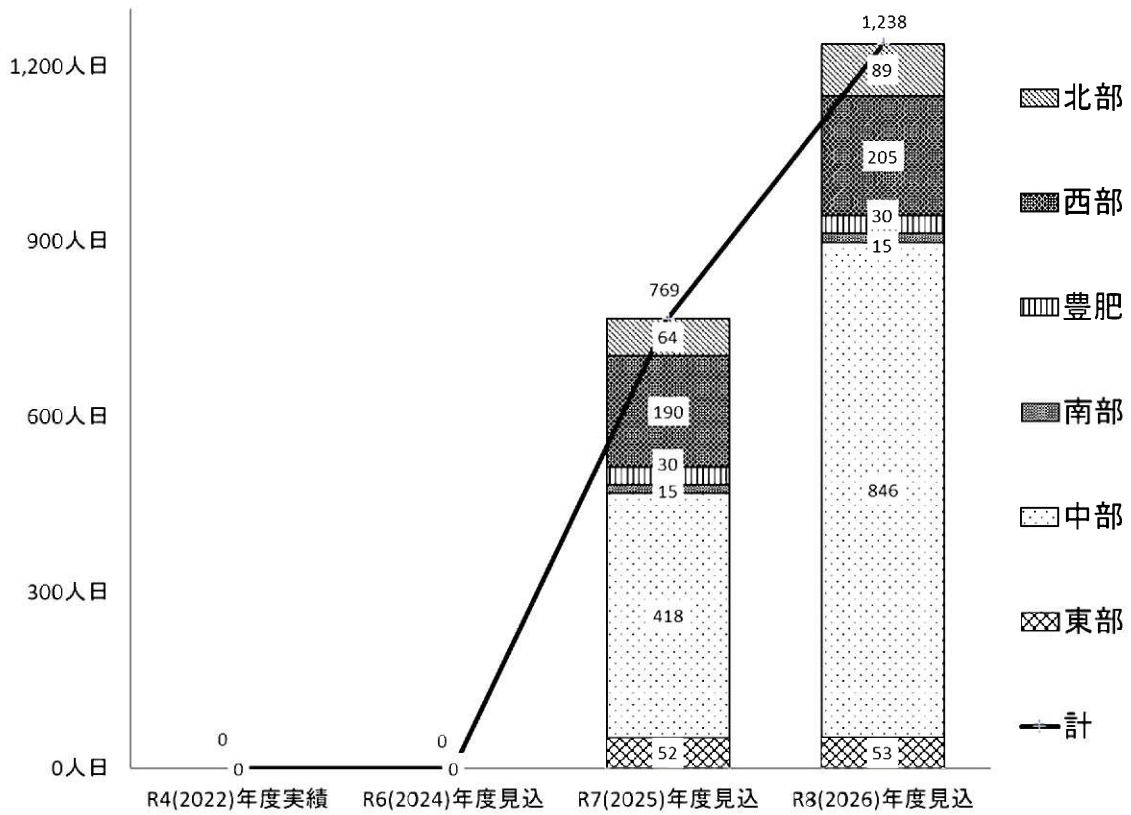
※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



## 第2章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み

〈就労選択支援〉

※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数

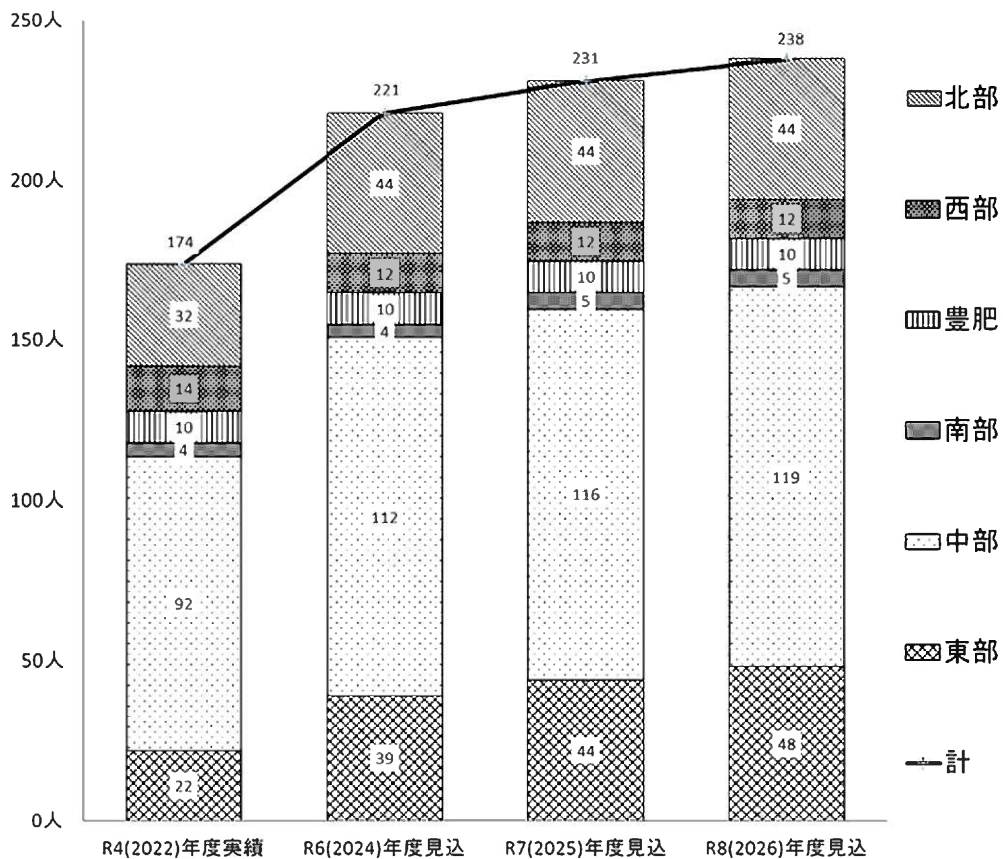
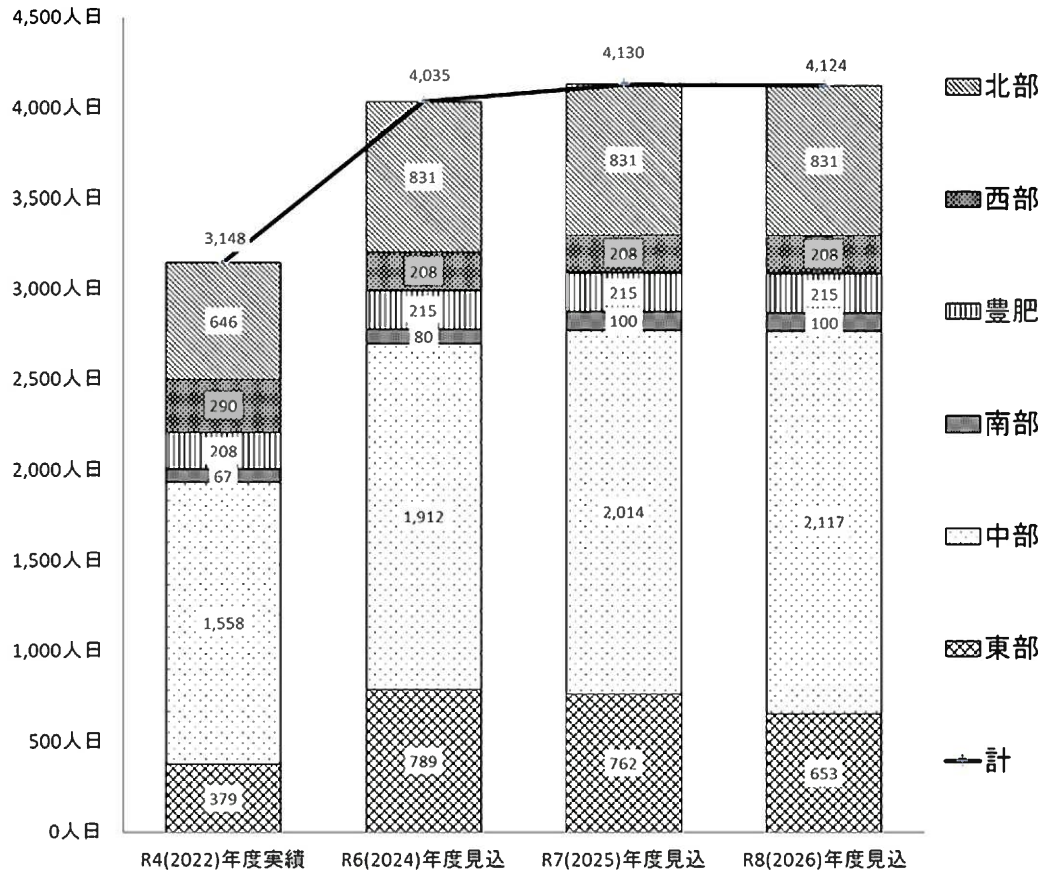




第2章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み

〈就労移行支援〉

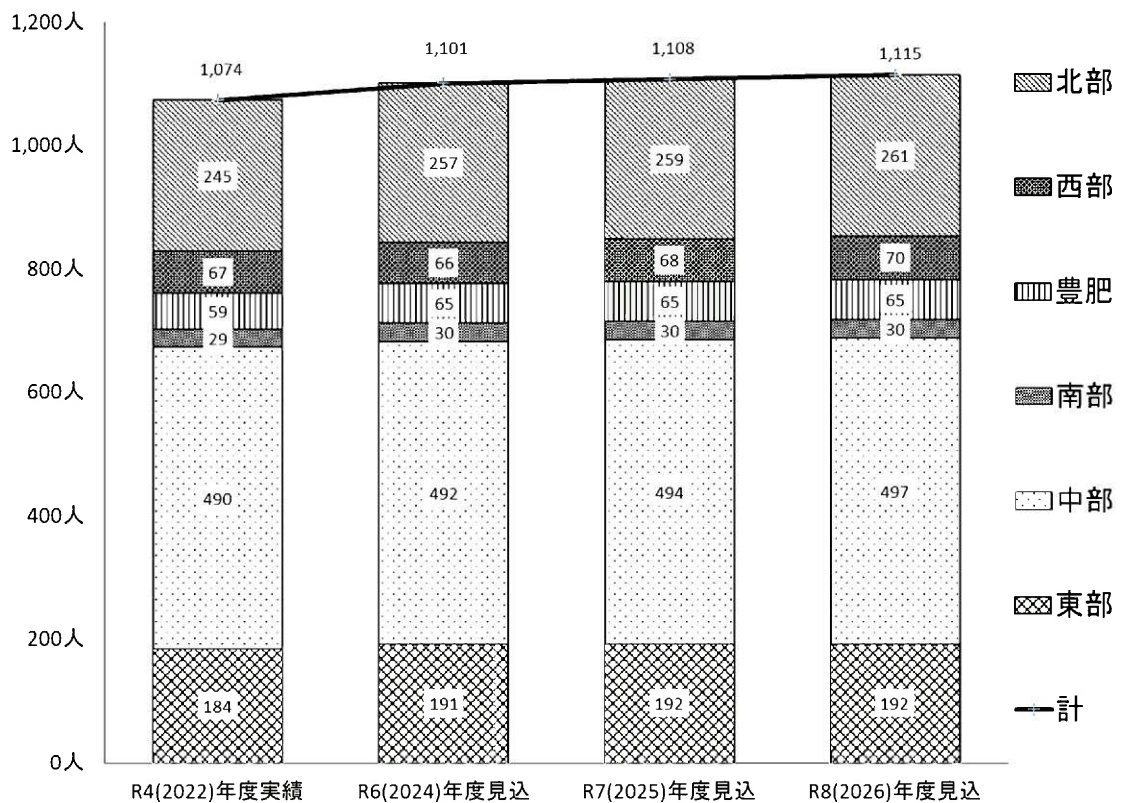
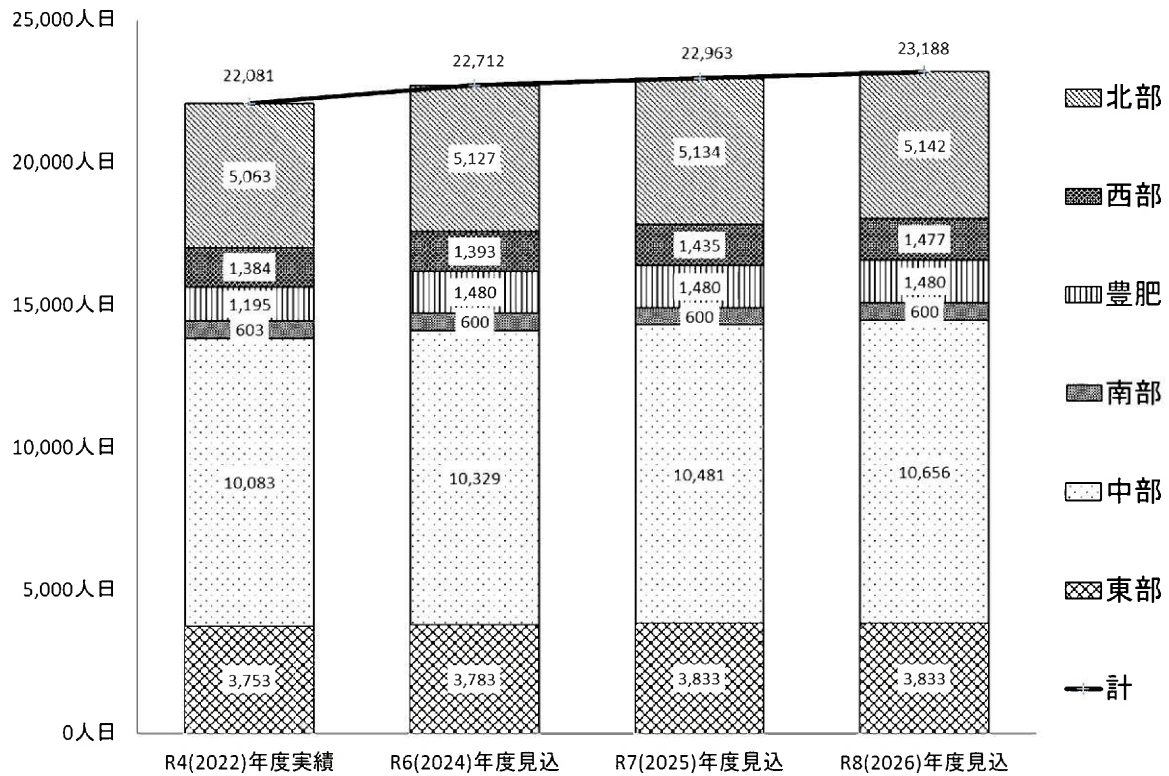
※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



第2章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み

〈就労継続支援（A型）〉

※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数

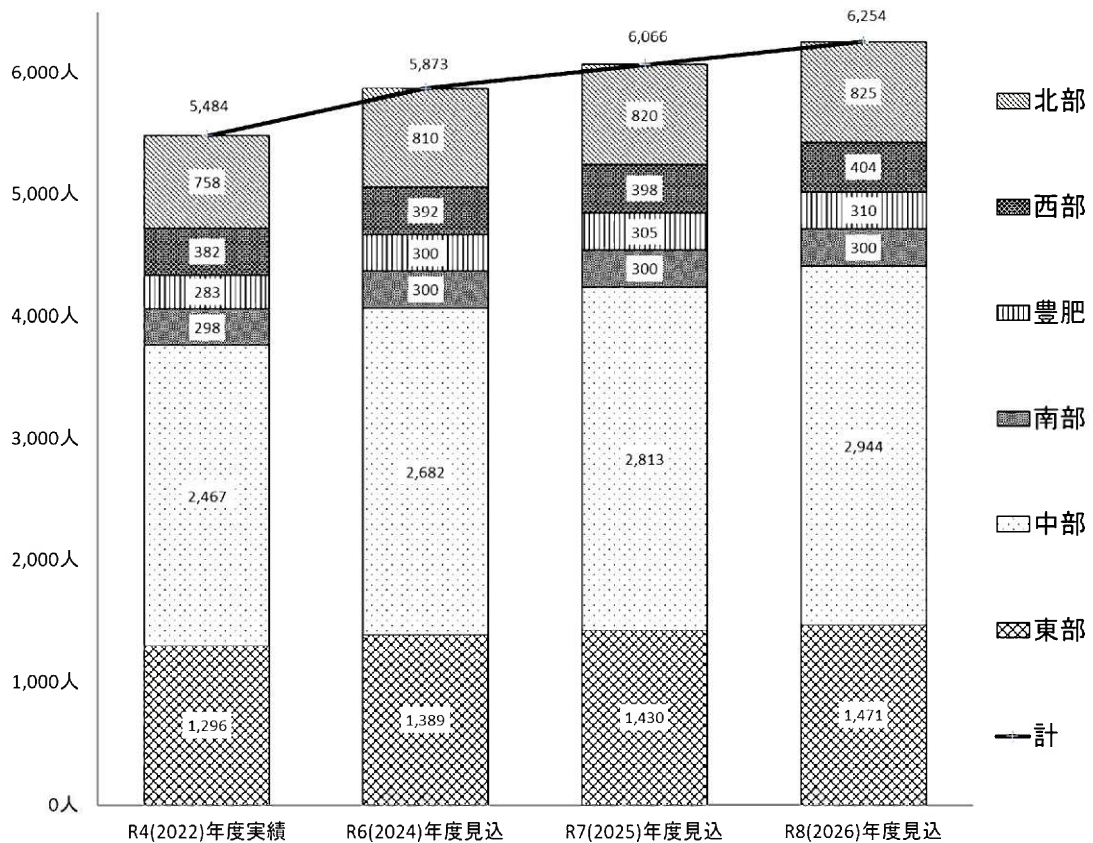
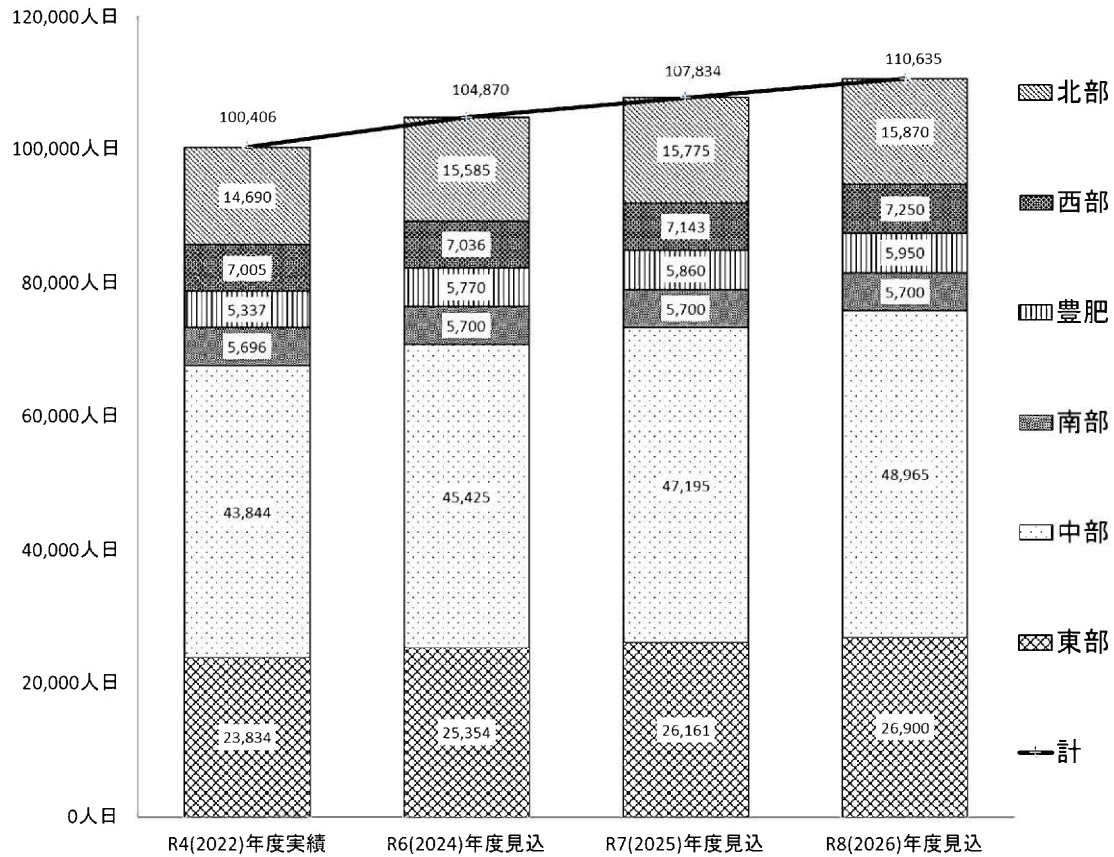




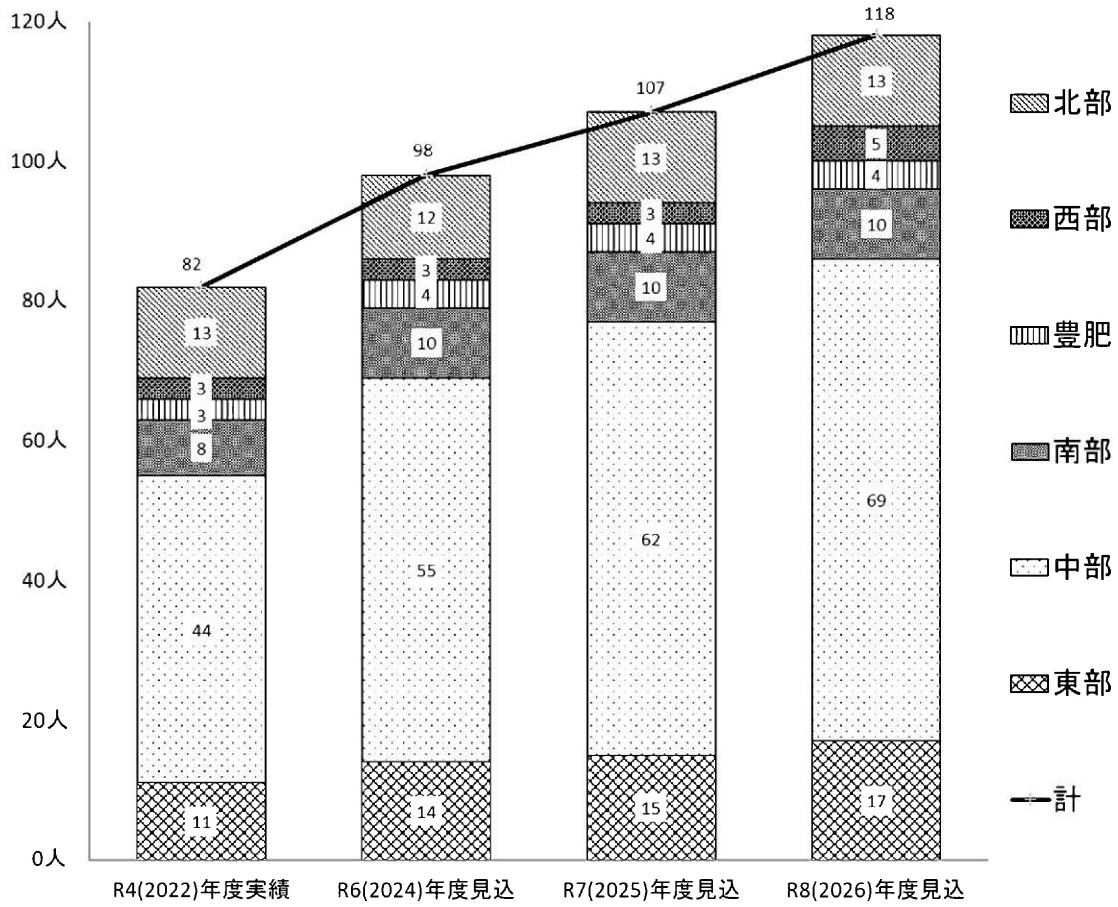
第2章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み

〈就労継続支援（B型）〉

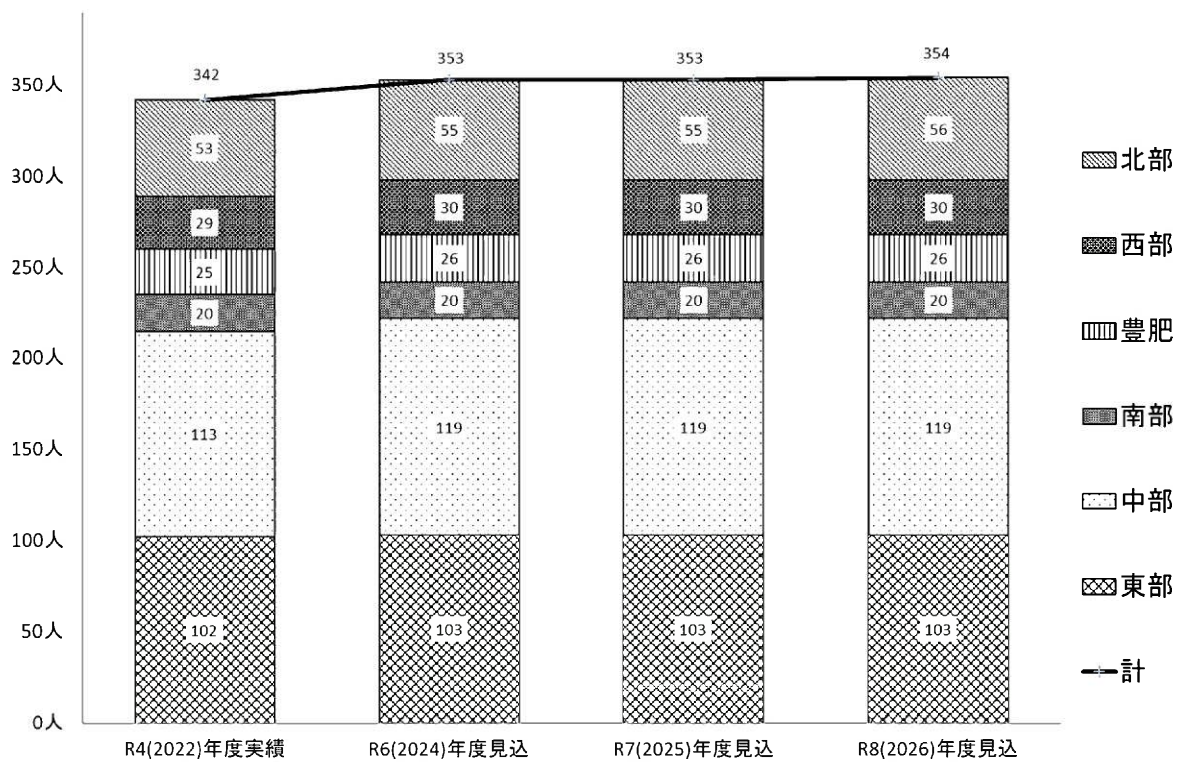
※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



〈就労定着支援〉



〈療養介護〉

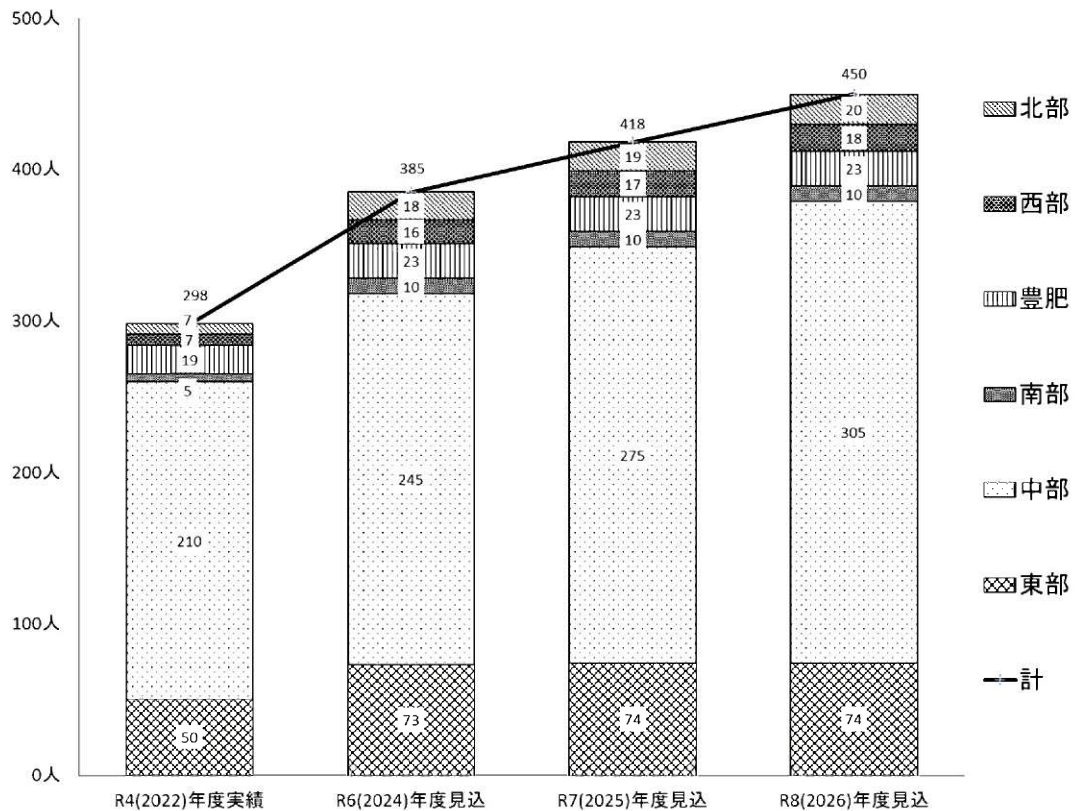
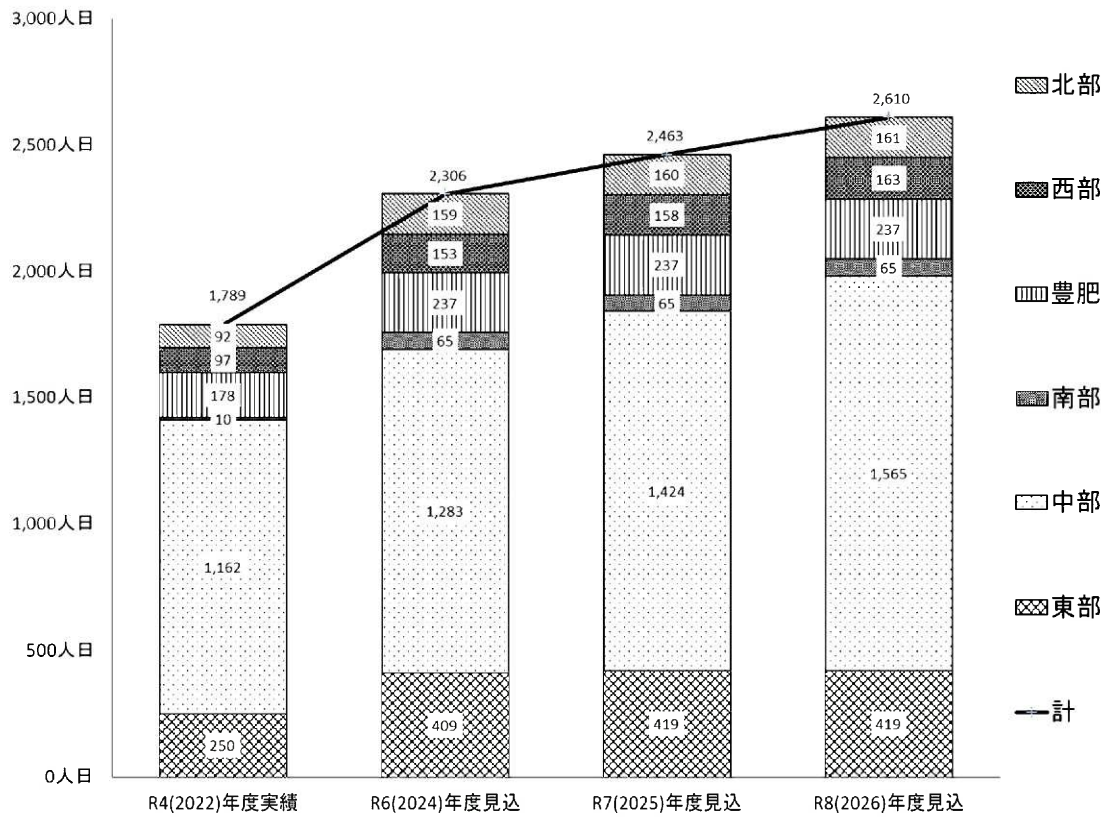




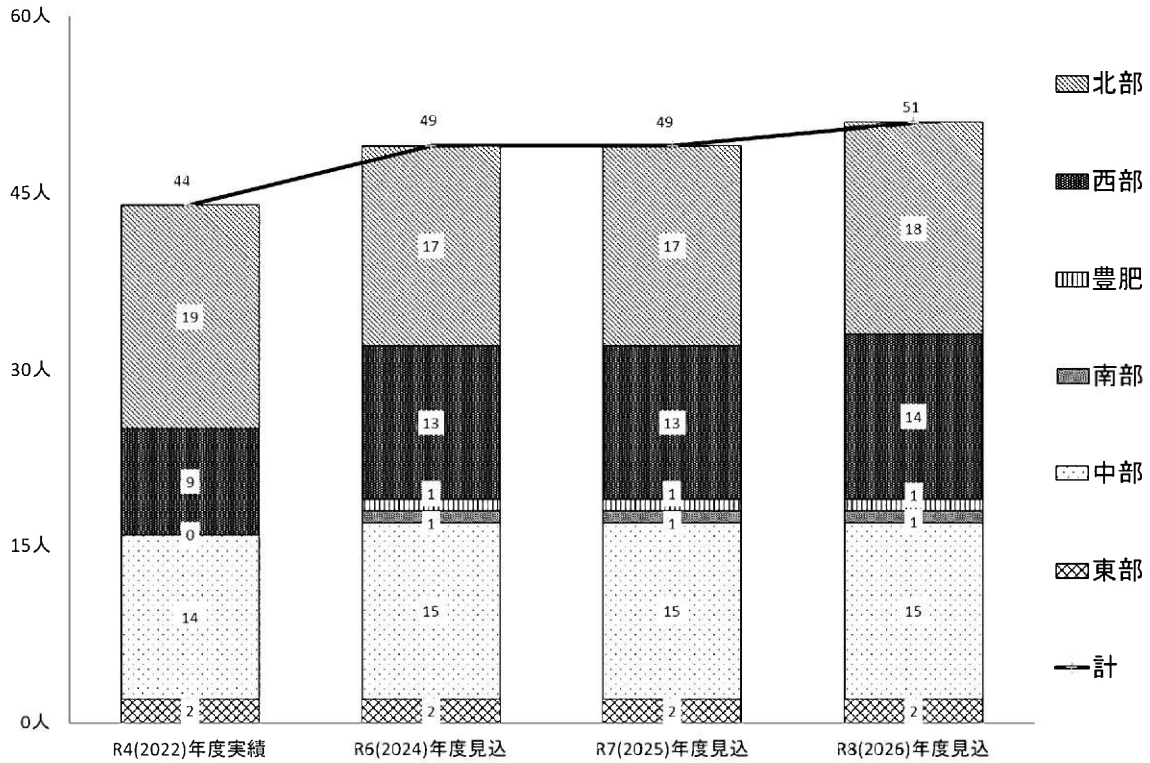
第2章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み

〈短期入所（福祉型＋医療型）〉

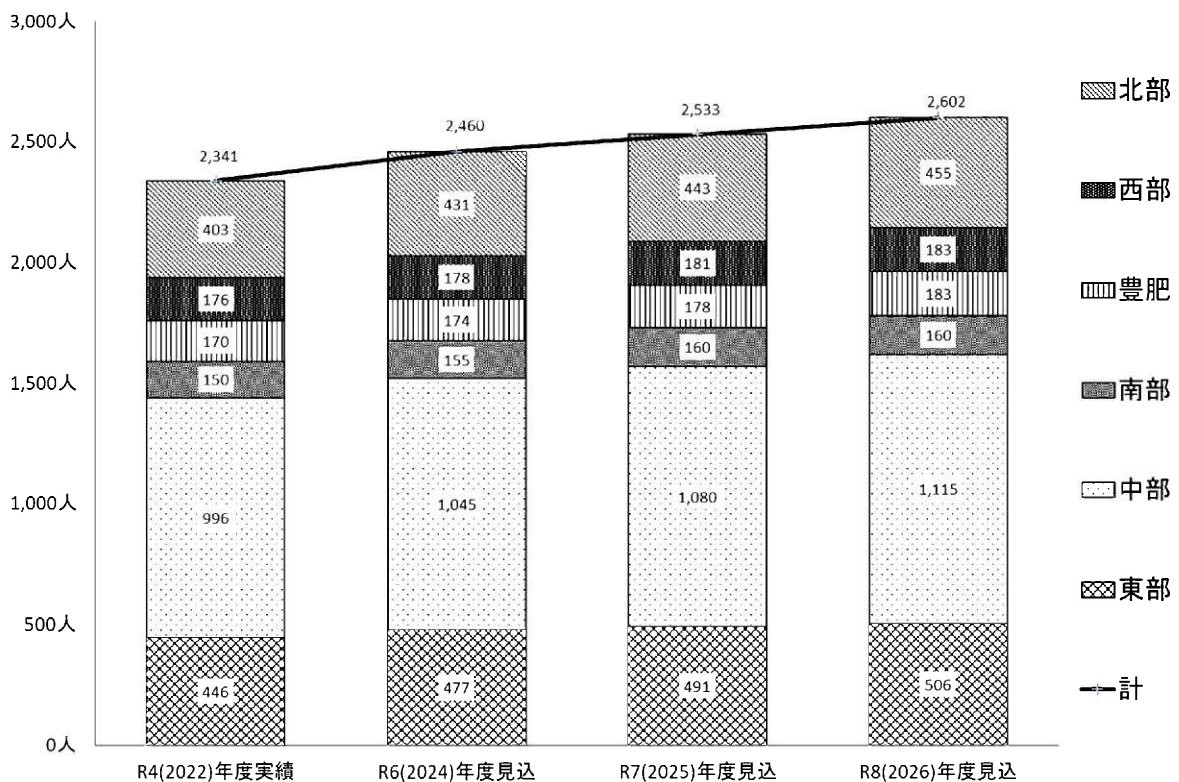
※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



③居住支援・施設系サービス  
〈自立生活援助〉

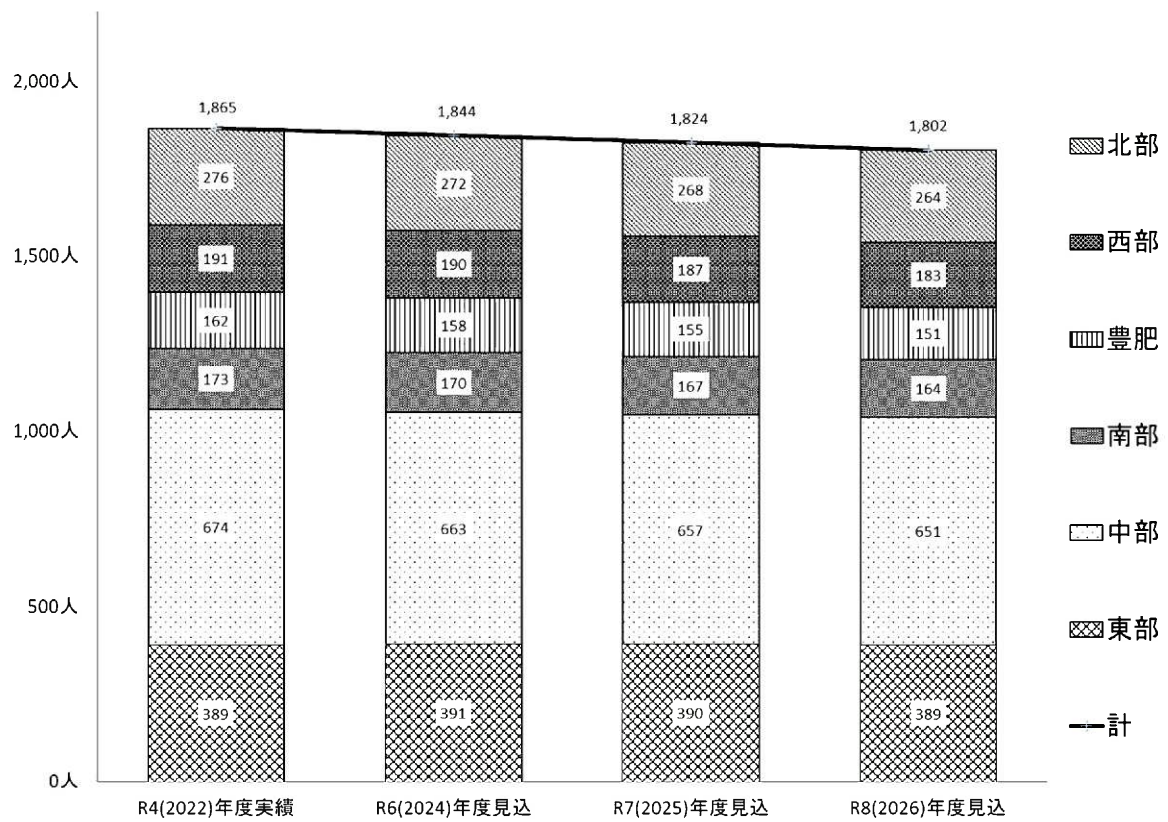


〈共同生活援助〉



## 第2章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み

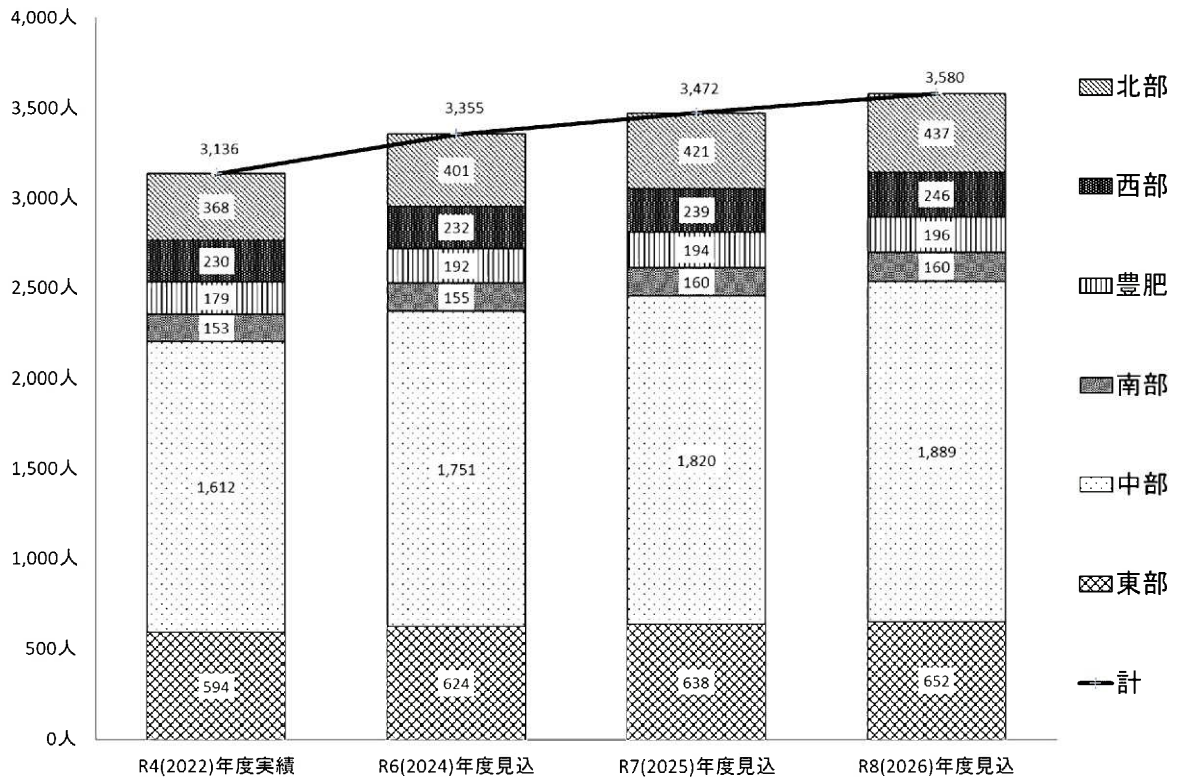
### 〈施設入所支援〉



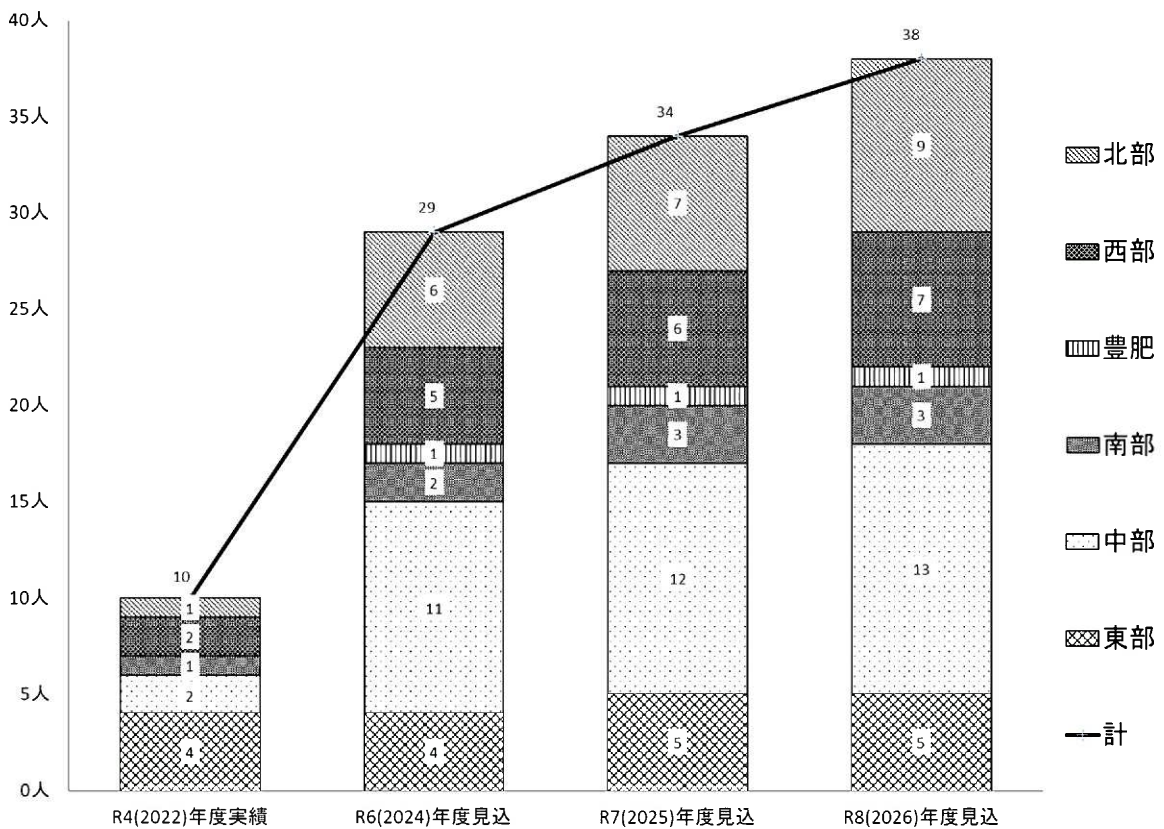


④相談支援

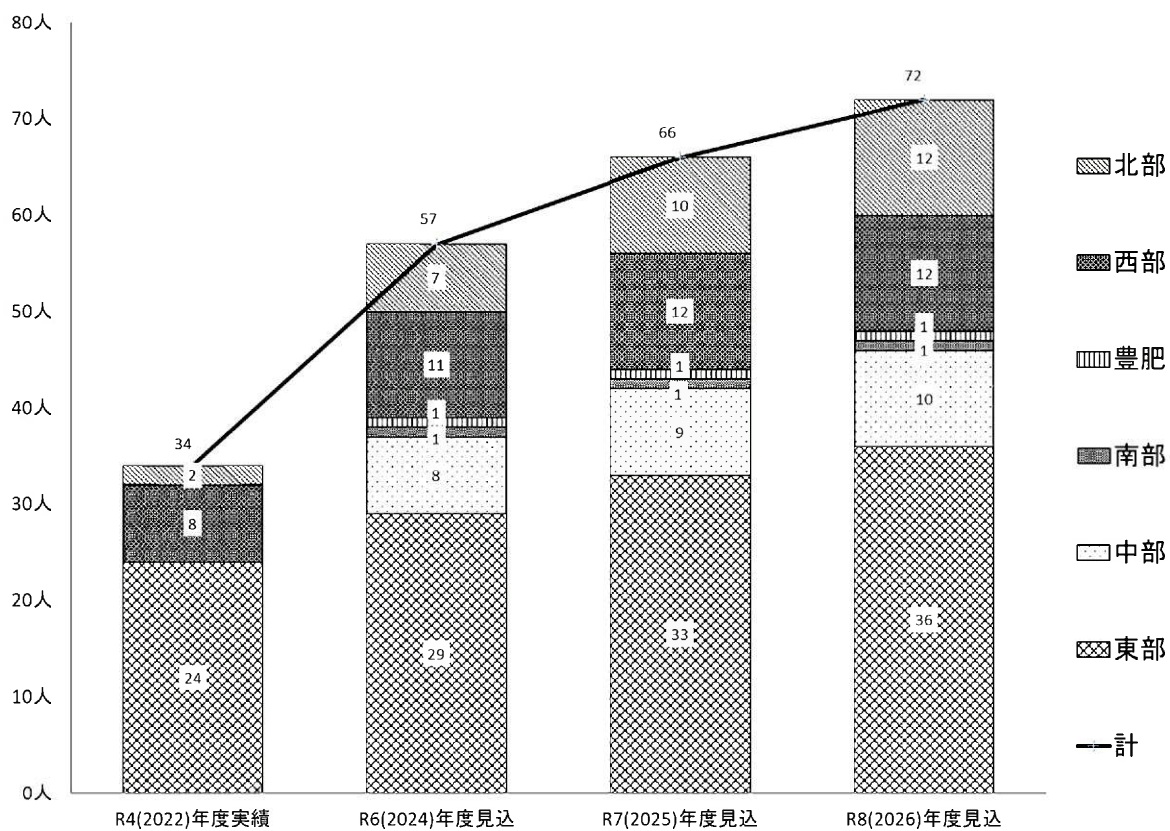
〈計画相談支援〉



〈地域移行支援〉

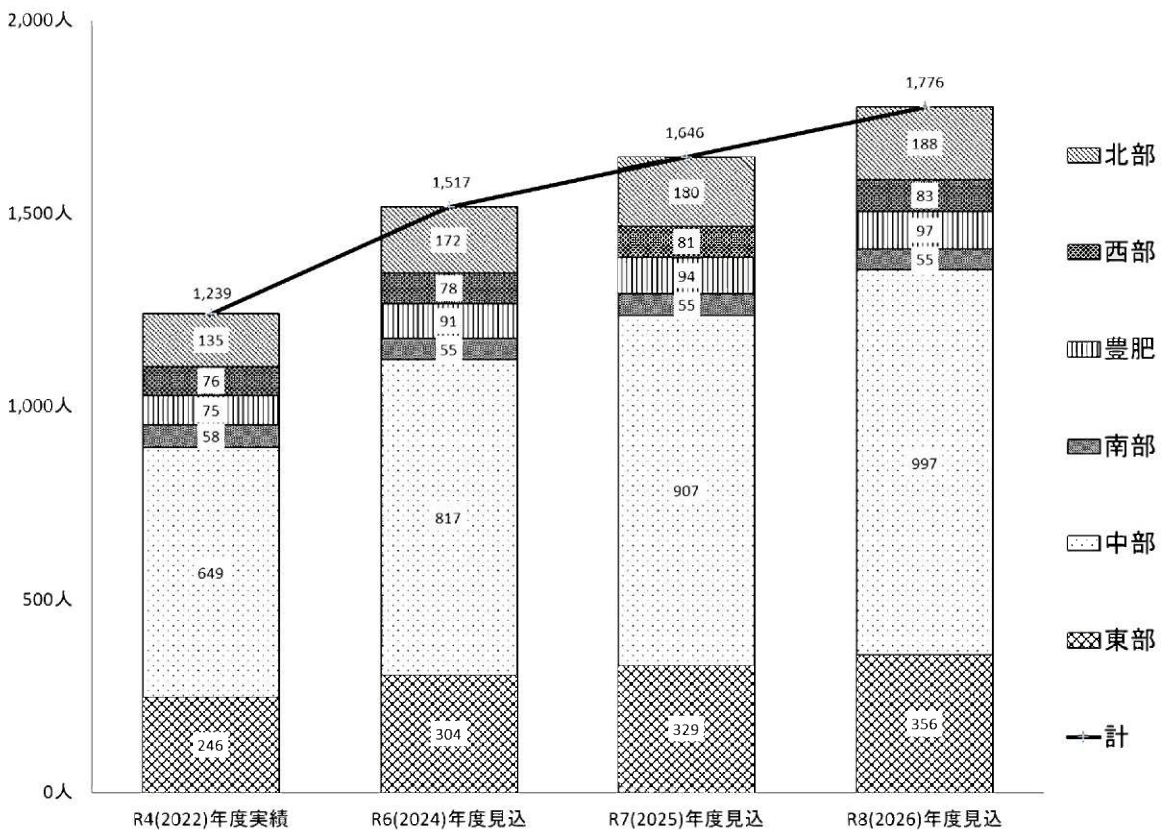
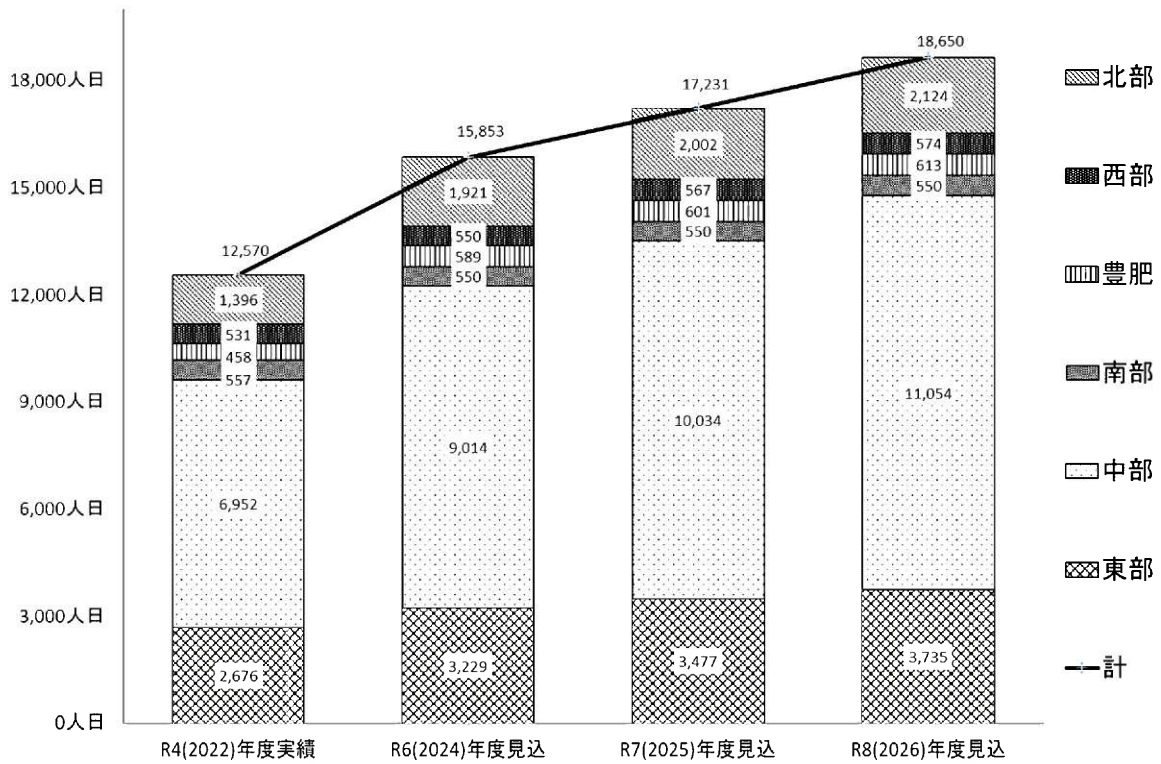


〈地域定着支援〉



⑤障害児通所支援  
〈児童発達支援〉

※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数

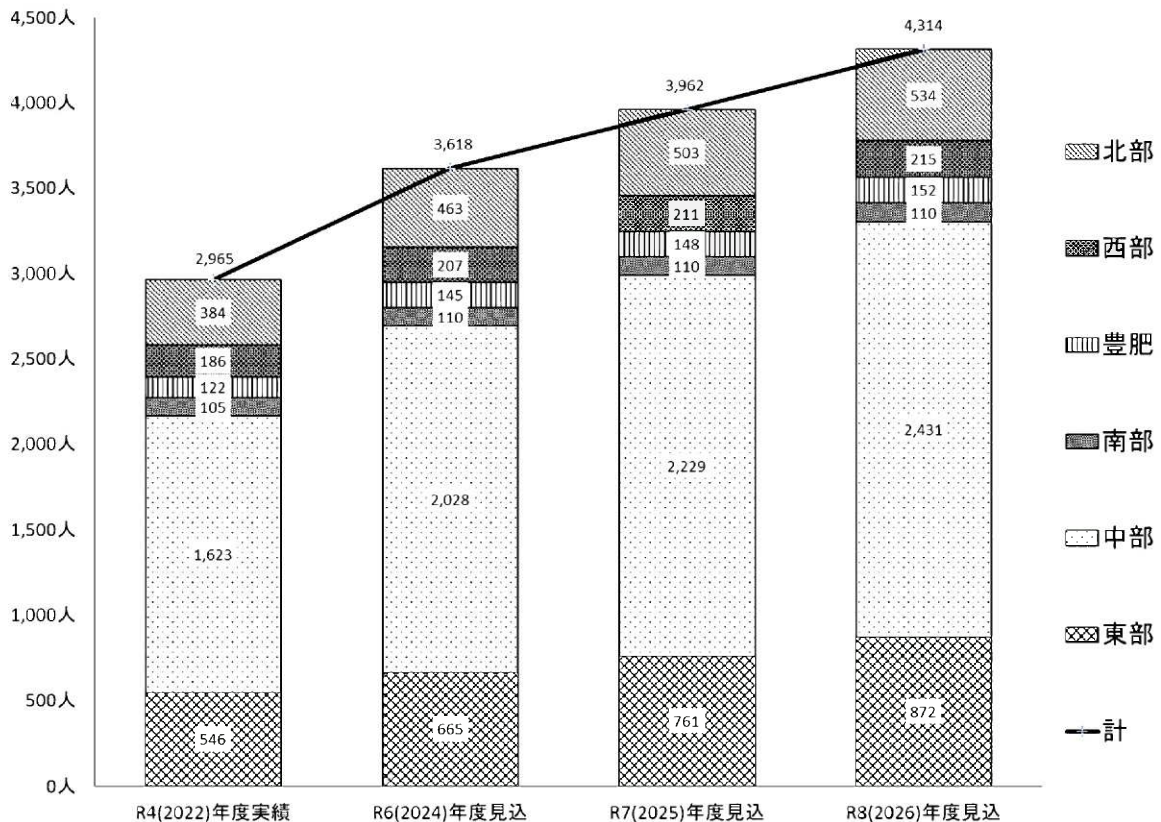
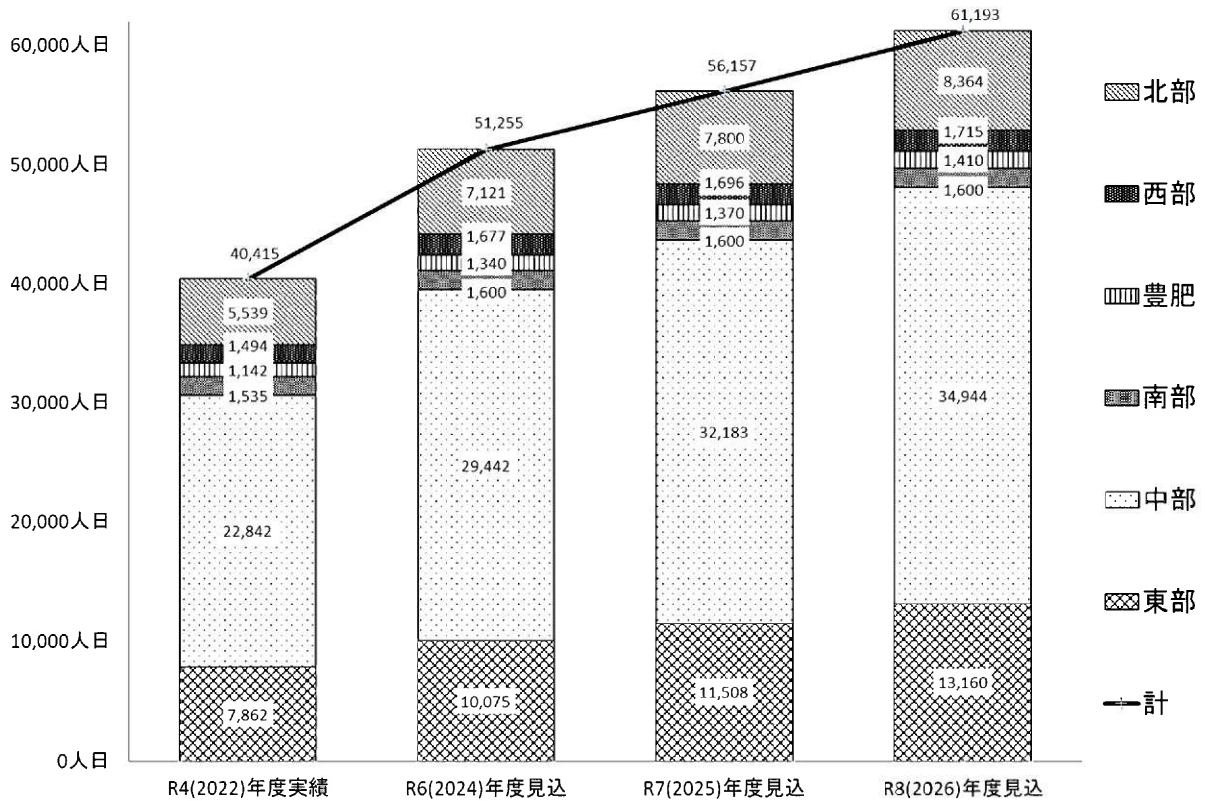




## 第2章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み

〈放課後等デイサービス〉

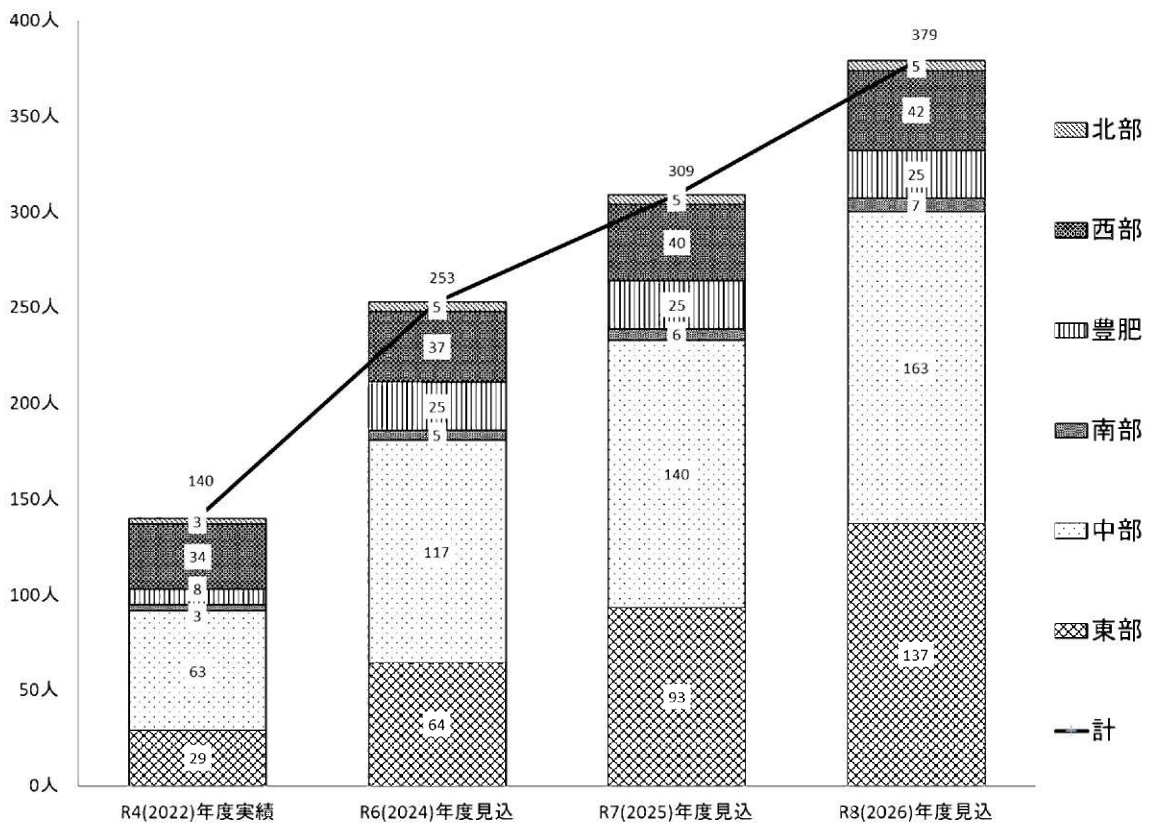
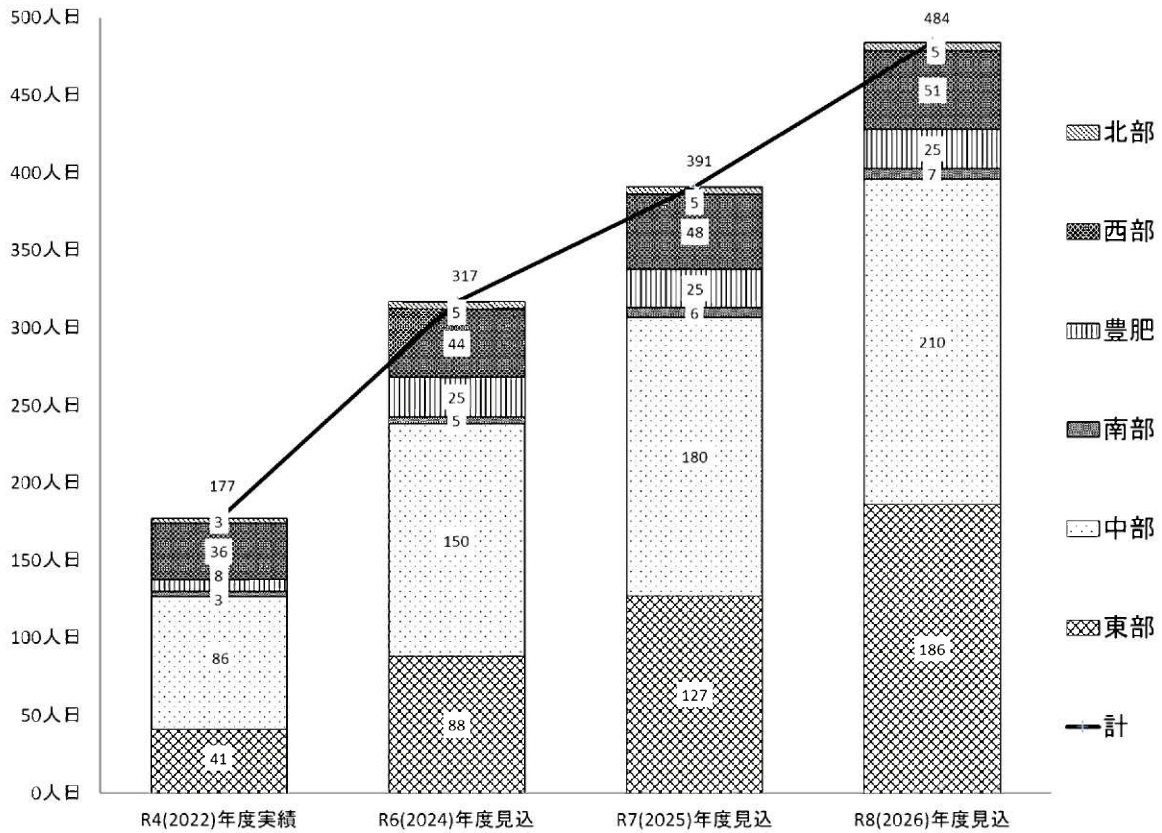
※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



第2章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み

〈保育所等訪問支援〉

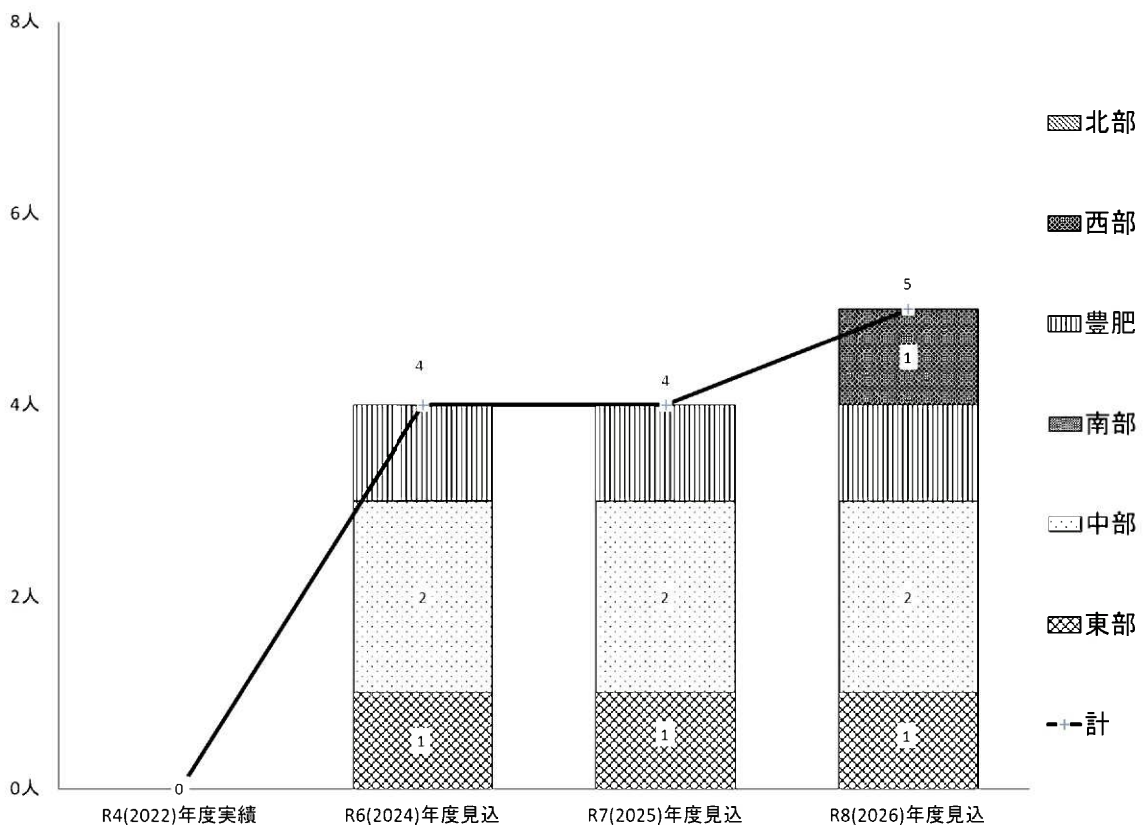
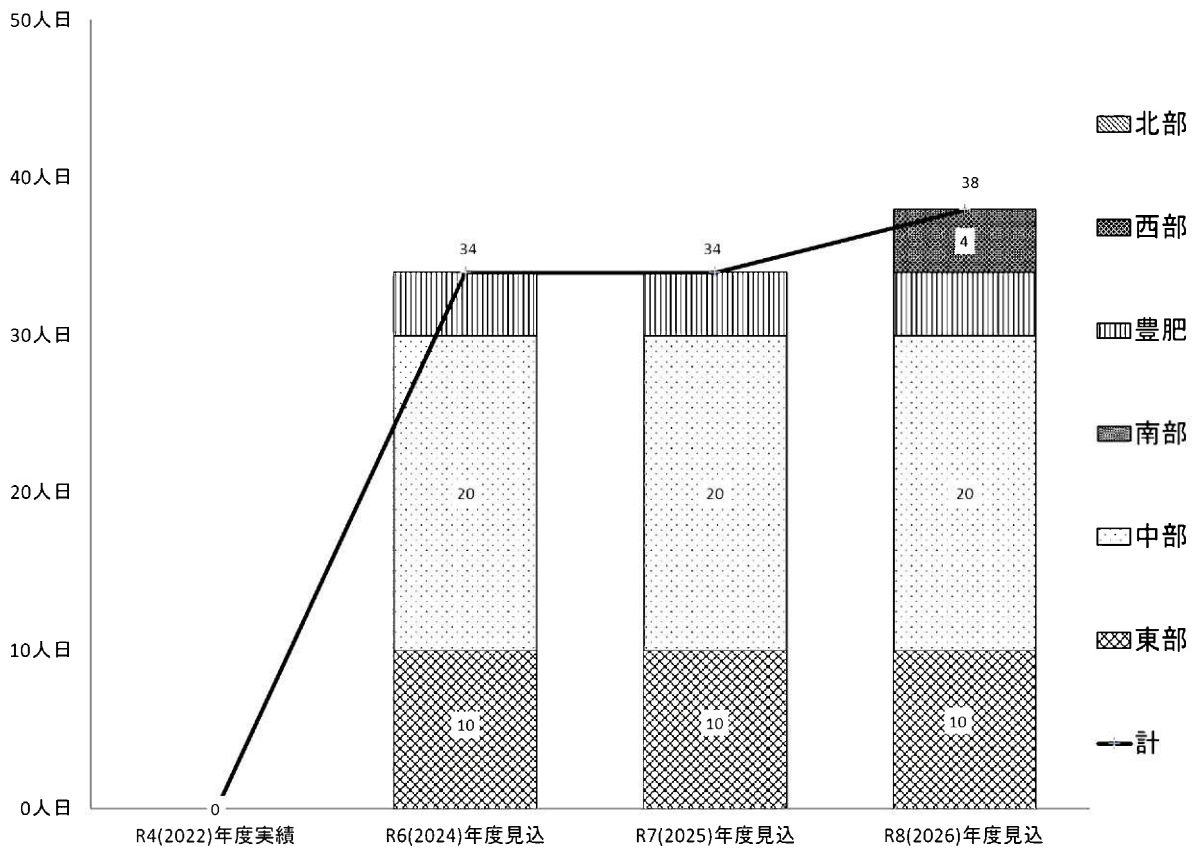
※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



第2章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み

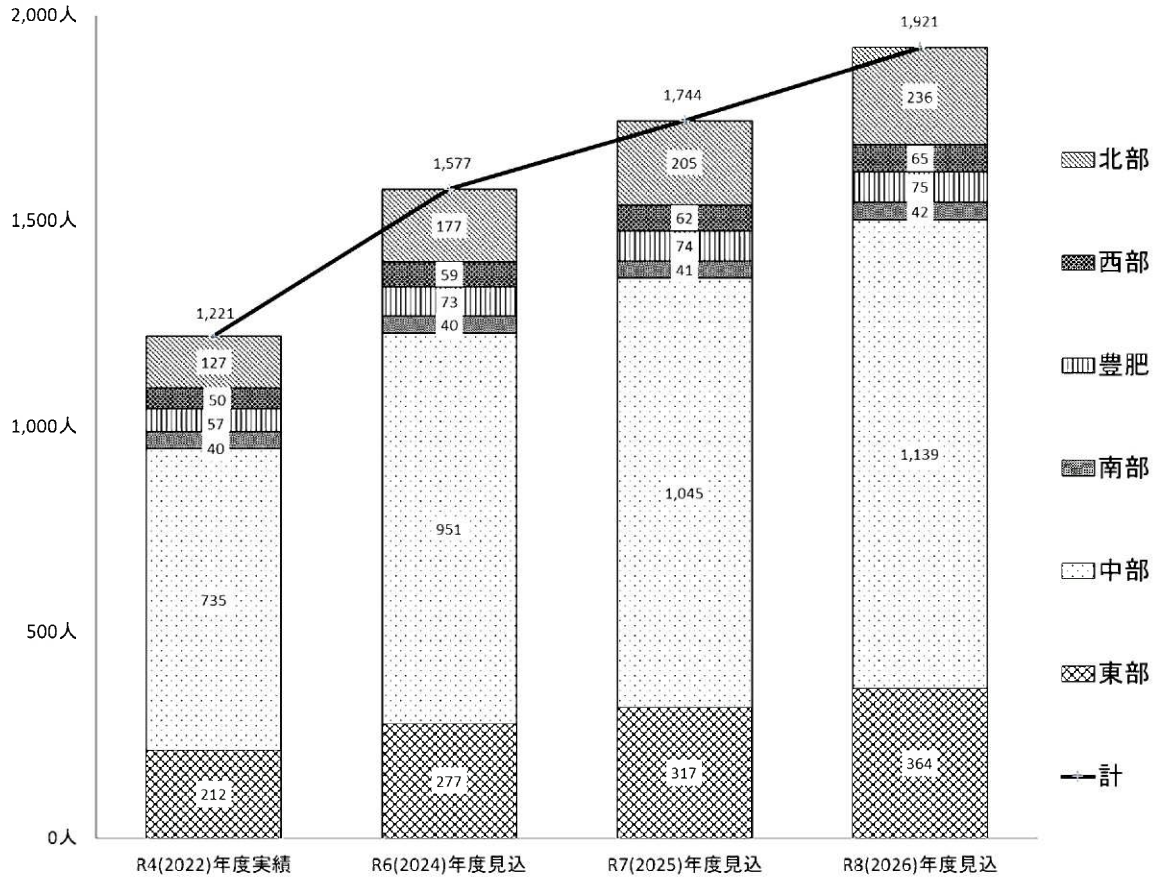
〈居宅訪問型児童発達支援〉

※人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数





⑥障害児相談支援  
〈障害児発達支援〉



# 推進体制

- 1 連携・協力体制の確保
- 2 相互理解の促進
- 3 進捗状況の管理及び評価

## 1 連携・協力体制の確保

- ① 障がい者施策は、様々な分野にまたがっているため、障がいの特性やライフステージ、生活の場面に応じたきめ細かで一貫した支援を行うことができるよう、関係部局が連携を一層強化し、総合的に推進します。
- ② 国、市町村との連携協力体制の一層の強化を図ります。また、県及び市町村自立支援協議会等を活用し、情報を共有して市町村格差のない障がい福祉サービスの提供に取り組みます。
- ③ 県における様々な活動の実施に当たっては、障がい者団体、専門職による職能団体、経済団体、企業等の協力を得るよう努めます。
- ④ 障がい者団体等との意見交換や情報共有等の一層の促進を図ります。

## 2 相互理解の促進

### (1) 啓発・広報の推進

- ① 県の広報誌や新聞、県政テレビ・ラジオ番組、ホームページ、SNSなど様々な広報媒体を活用し、障がいや障がい者への理解を深める広報活動を推進します。
- ② ユニバーサルデザイン商品等が目に触れる機会を確保し、県民への周知・啓発を推進します。
- ③ 障害者週間（12月3日～9日）や、発達障害者週間（4月2日～8日）に行われる自閉症啓発行事など、あらゆる機会を通じ、障がいや障がい者に対する理解促進に努めます。
- ④ 関係団体の実施する「障がい者・児 秋の交歓会」など、地域住民との交流を行う事業については、関係者の更なる参加を図るため、主催者と連携し、事業内容や広報活動の見直しを行うなど、事業のより一層の充実に努めます。

### (2) 障がい及び障がい者理解の促進

- ① 学校における障がい児・者理解の促進
  - ア 特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校の幼児、児童、生徒との「交流及び共同学習」を推進します。
  - イ 総合的な学習の時間において、ボランティア活動などの社会体験への取組を推進します。

## ② 地域における啓発活動の推進

- ア 大分県社会福祉介護研修センターにおける地域住民を対象とした福祉講座、体験学習による普及啓発を推進します。
- イ 企業等における障がいへの理解促進に取り組みます。
- ウ 障がいのある人が、周囲の人からの支援を受けやすくするヘルプマークの普及啓発に努めます。

## (3) 交流とふれあいの推進

- ① 関係団体の実施する「障がい者・児 秋の交歓会」など、地域住民との交流を行う事業については、関係者の更なる参加を図るため、主催者と連携し、事業内容や広報活動の見直しを行うなど、事業のより一層の充実に努めます。

## (4) NPO・ボランティアに対する理解の促進及び活動への支援

- ① おおいたNPO情報バンク「おんぼ」やSNSによる情報発信、大分県ボランティア・NPO推進大会等を通じて、NPO・ボランティアやその活動への理解促進に努めます。
- ② 大分県ボランティア・市民活動センターを主体としたボランティア活動への支援を行います。
- ③ 大分県ボランティア・市民活動センターとおおいたボランティア・NPOセンターが、一体的にNPOやボランティアの情報を提供するとともに相談業務を行います。

## 3 進捗状況の管理及び評価

- ① 計画の推進に当たっては、関係行政機関、学識経験者、障がい者団体等で構成される大分県障害者施策推進協議会に進捗状況等を報告し、その意見を踏まえ、効果的な施策の実施を図ります。
- ② 本計画に盛り込んだ目標等については、定期的の実績を把握し、関連施策の動向も踏まえて分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。その際には大分県障害者施策推進協議会等に報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。
- ③ 大分県障害者施策推進協議会に対する報告や同協議会における主な意見については、県のホームページに掲載し情報提供します。